

令和6年第3回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和6年9月9日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸 | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松 一	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	松井良之
産業課長	遠山雅浩	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	村松浩文	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美

4 議会事務局出席職員名

事務局長 今泉 宏

5 議事日程

日程第1 一般質問

1 原田純子 議員

農業と二地域居住政策

2 原田直幸 議員

1 設楽ダム小水力発電事業について

2 住民票等のコンビニ交付について

3 村松一徳 議員

人口減少社会においても行政サービスを低下させない施策の実現に向けて

4 田中邦利 議員

1 会計年度任用職員制度の処遇改善について

2 町長は「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」に賛同を

5 村松純次 議員

1 年功序列の早期見直しについて

2 定住者を増やすために

6 金田敏行 議員

土屋町長の町政3カ年の評価を問う

会 議 録

開会 午前8時58分

議長 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから会議を始めます。ただいまの出席議員は、10名全員です。定足数に達しておりますので、令和6年第3回設楽町議会定例会第2日を開会いたします。本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 金田(敏) おはようございます。令和6年第3回定例会第2日の運営について、8月29日議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。

日程第1「一般質問」は、本日6名の質問があります。質問の順は受付順で、質問時間は、答弁も含め50分以内とします。

なお、確認のために申し上げますが、一般質問は、一問一答方式か一括方式を宣言の上、質問してください。

以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

議長 日程第1、「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内といたします。

初めに、3番、原田純子君の質問を許します。

3 原田(純) おはようございます。3番原田純子です。それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従い一括方式で、質問させていただきます。

初めに、この度の質問事項の主題と質問の意図するところに乖離があり、執行部におかれましては、捉え方に苦慮されたのではないかと推察しましたので、お詫び申し上げます。その上で、農業の現状と近未来予測を改正広域的地域活性化基盤整備法と結び合わせて設楽版ダーチャを御提案することが本質問の主旨であることを申し添えます。

現在、日本と世界を取り巻く情勢は、風雲急を告げる勢いで変化し続けています。ロシア・ウクライナ紛争に始まり、周辺国を巻き込む危険性を含むイスラエル・パレスチナ紛争、アメリカ内部の混沌、新型コロナウイルスを契機に始まった感染症の脅威と混乱、紛争に起因する食料・エネルギー調達の課題や、それらの海外からの輸入の途絶の可能性、円安も含めた肥料・飼料・食料・エネルギーの高騰、多発する自然災害等、今までとは異なる世界と日本の動きが見て取れま

す。

そのような国際情勢と、食料やエネルギーを巡る状況が大きく変容してきていることに対して、2024年5月の通常国会で、25年ぶりに食料・農業・農村基本法が改正されました。この農業基本法の最重要課題のうちの一つに、食料安全保障の確保が新法の基本理念として位置づけられました。さらに、これらの法改正の方向性に則して、食料供給困難事態対策法、農振法等改正法、スマート農業技術活用促進法が成立し、今までの農業基本法から大幅な改正が加えられましたが、このことは農業従事者にとってどのような未来をもたらすのか、決して楽観視できる状況にはないと思います。

食料供給困難事態対策法は、米・小麦・畜産物など重要な食料が不足する事態に備えるための法律、いわゆる有事立法で、異常気象や紛争などの影響で食料が大幅に不足する予兆があった場合、国の指示で、農家に生産促進の要請、次の段階では計画作成の指示、熱量を重視した食料への生産転換の要請と、状況に応じた指示、立入検査も可能で、従わない農家には罰則規定が付きましました。つまり、花卉農家・トマト農家・葉物野菜農家に対しても、熱量を重視した、例えばイモ類等への作物転換を指示されることも予測されています。

国と地方行政との関係は2000年の地方分権一括法によって、財源では国に縛られているものの、法的には対等協力関係としての地方の裁量権として地方自治が手に入れた権利でしたが、2024年の地方自治法の改正により、国の指示権を地方自治体に適用できる仕組みが出来たことにより、地方行政により一層、縛りをかけやすくなったと言えます。

こうした方針に従わざるを得ない行政の立場を承知の上で、質問させていただきます。

①食料供給困難事態対策法が発令される事態を想定したとき、中山間地域の産業の一角を担われている農業者への思いとしての御発言をお聞かせください。

②設楽町の食料の備蓄状況と将来の備蓄計画についてお伺いいたします。

我が国の食料自給率はカロリーベースで38%とされていますが、本当の自給率はどうでしょうか。卵を例にとれば、日本の卵の自給率は97%ですが、ニワトリの餌のトウモロコシは、ほぼ、アメリカ、ブラジルからの輸入、ヒヨコの96%も輸入によるもので、再生産されないのが買い続ける必要があります。異常気象や紛争などによってトウモロコシの輸入が止まれば、卵の自給率は97%から12%に、ヒヨコが入らなくなれば自給率は4%まで落ちるという試算があります。ほかにも、野菜の自給率は75%とされていますが、種はほぼ海外依存であり、芽の発育に欠かせない塩化カリウムは100%輸入、さらに2022年施行の種苗法改正で登録品種は自家採種できなくなり、また各都道府県単位で、米、麦、大豆の種子を地域に合った優良品種として開発、推進、安定供給してきた種子法が廃止され、種子はグローバル企業3社が独占している時代になりました。それらを考慮すると、野菜の自給率は3.8%、米についても肥料と燃料が滞れば11%まで減少する

との見方もあります。肥料の5割、飼料の3割を輸入している全農では、「外国からの輸出規制が厳しくなる可能性があり、それが最も気がかりである」とのコメントを出されています。農林水産省によれば、1960年代に1,000万人あった農業従事者が2005年には224万人、2023年には116万人と激減し、農業従事者の平均年齢は67.7歳になりました。

③農家の廃業、離農等、それに至った理由をどの様にお考えでしょうか。

令和4年6月の一般質問で、ダーチャについてほんの少しだけ触れさせていただいたことがありましたが、ダーチャの起源は11世紀に遡り、ソビエト連邦末期からロシア連邦初期の頃の政治的混乱とハイパーインフレーションを伴う経済的危機の渦中で、国民を飢えから救ったのがダーチャの存在であったという歴史的事実があります。

ダーチャとは菜園付き別荘のことで、週末には郊外の菜園で自給自足的な生活を送り、平日には都市へと戻る二拠点居住生活のことを指します。現在、ロシアの8割の世帯がダーチャを持っていると言われています。

さて、国会では、改正広域的地域活性化基盤整備法が令和6年5月に成立しましたが、この法律の改正に至った背景を、国土交通省は次のように説明しています。

地方の人口減少が著しく進行している地域において、居住者の生活環境が持続不可能となる恐れが高まる中、地域の活性化を図るためには地域への人の流れの創出・拡大が喫緊の課題となっている。一方、U I Jターンを含む若者・子育て世帯を中心に、二地域居住に対するニーズが高まっており、二地域居住は関係人口を創出・拡大し、魅力的な地域づくりに資するものであり、この普及・定着を通じた地方への人の流れの創出・拡大が必要である。しかし二地域居住を促進するには「住まい」・「なりわい」(仕事)・「コミュニティ」のハードルがある。このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要であると。

二地域居住については、これがなければ始まらない空き家対策・住宅などの諸課題があり、この度の法改正では最も力を入れている分野であろうと思いますが、視点を特化するために、ここでは棚上げとさせていただきます。

④作物を作ることが困難になった農地をお借りして、週末農業と結び合わせ、二地域居住を組み合わせる土地を荒廃から守り、緊急時にも自給自足的暮らしから得られる作物で、ダーチャのように人々の食が守られる仕組みができないだろうかと思案します。このことについてお考えをお聞きします。

⑤二地域居住政策が始動するためには都道府県・市町村・民間それぞれにそれぞれの要件を満たす必要があり、「都道府県が二地域居住に係る事項を内容を含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成した時とき、市町村は二地域居住の促進に関する『特定居住促進計画』を作成可能」と法案の概要に記載されています。作

成可能とは、作成してもしなくても構わないと解釈できますが、県からの計画が町に出されていない段階での御答弁は難しいとも思いましたが、設楽町はどちらの立場を選択されるのか伺います。

⑥二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業等を、特定支援法人として指定可能と書かれていますが、例えば法人設立の場合、専任者の選定・拠点の選定・専任者等の生活保障と持続可能な運営に係る資金等、地域で法人を立ち上げるには極めてハードルが高く、理想と現実との乖離があるように思います。この点においても県からの計画が下りていない段階での明確な御答弁は難しいかと推察しますが、あえてお伺いいたします。

上記のような課題を乗り越え解決に向けた取り組みを実践するにあたって、行政としていかに協働できるのか、積極的に協働される御意志がおりなのかを、お聞きします。

農作物の輸入・輸出の促進・スマート農業の推進等が法律に謳われていますが、この方針は農業の集約化・大規模化・AI化に向けた動きであり、農業人口の更なる減少を想定してのことと思われそうですが、御承知の通とおり、実は農業には食だけではなく、共同体・環境・文化・防災・生態系の維持など様々な安全保障の要素が詰め込まれており、夕暮れ時にはあちらこちらに灯りが灯る集落の存続と農村があってこそ、そこに人々が生活を営んでこそその食料安全保障であろうと思います。

したがって、中山間地域の近未来の農地が荒廃、あるいは経済的価値のみに特化した食物の生産工場となる前の試みとして、二地域居住を望み、やがては移住に繋がる可能性のある皆様と、自給自足的な暮らしを通じて、農地の保全と田舎の繁栄に向けた取り組みが出来たらいいなと考えます。

これで、初めの質問を終わります。

産業課長 ではお答えさせていただきます。「食糧供給困難事態対策法が発令されることを想定した時、中山間地域の産業の一角を担われている農業者への思いは」という、まず一番の質問に対してであります。

今般の改正法の施行や、食料、農業関連の法の成立が、我が町のような小規模農業従事者が多い地域にどのような影響を及ぼす可能性があるのか、私たちにはまだ理解しきれていない部分が大半であります。なので、この答弁を考えるにあたって、県——新城設楽農林水産事務所ですけれども、の担当部署のほうにも相談、確認をさせていただきました。

この法は施行されておりまして、その後、1月半ほど前なのですが、国からの説明会もあったということですが、県としても、法制化されて今後具体的にどのような運用がなされるのか、それから、どのように運用すべきなのか、実際にこの地域に影響するような部分についての検討はこれから行っていくということになります。具体的な運用方針が固まってくるにはまだしばらく、例えば1年ぐらいはかかるかもというようなお話を聞いておりますけれども、今、県

のほうが持っておられるイメージとしては、この対策法が発令されるような事態も含め、仮に何らかの影響が及んだり、対応が求められるようなことになるにしても、それはどちらかといえば、大規模な農業エリアが対象になるのではないかと。全国レベルの話ですけれども。本町のような先祖代々の土地を何とか維持している小規模農業地域にまではなかなか踏み込んでこられないのではないかと。という見解でございます。零細農家という言い方が適切かどうかあれですが、小規模農家に過度な制約や足かせをかけることで、地域の農業の担い手がさらに減少してしまうことを危惧しての考え方かもしれませんけれども、あくまでもまだ想定レベルであるということでもあります。

一方、罰則の記述もありますけれども、罰則については、法の実効性を担保する措置としての規定ではありますけれども、必要に応じて立入り検査等を行うこともあり得ますが、それを拒むなどした場合には過料が課せられるといったものの記載があります。ただ、これも、県としても、例えば計画書などを提出すれば不利益の措置を回避できるといった柔軟な対応策もいろいろ検討したいと、とれるようにしたいということをおっしゃっております。

この地域で真摯に農業に取り組んでおられる方々にとっては、新たな法整備に関して不安を感じておられる方もみえるかもしれませんけれども、町としましては、引続き、県など関係部署とも密に連携をしまして、今後の運用方針等の情報を注視しながら、皆さんが安心して農業に取り組んでいけますよう支援させていただければと思っております。

2つ目です。「設楽町の食料の備蓄状況と、将来の備蓄計画」ということですが。

町としましては、被災時の対応のための食料は一定量を備蓄しておりまして、また各地区におかれましては相応の防災食を備蓄していただいているところがあります。ただ、ここで問われているのは、食料政策としての作物の備蓄ということだというふうに理解しておりますけれども、そうした体制を常時整えておくだけの生産能力、供給能力というものは、この地域にはまだなくて、また備蓄するための倉庫など適切な保管施設を有していないということもありまして、将来計画も含めて特に想定してはおりません。

現実問題としまして、町内だけで必要十分な種類や量の食料を網羅することは困難であると考えます。もし具体的な備蓄計画を立てるとしたら、1自治体レベルではなく、例えば国主導で、農協など経済連等と調整して進めるのが妥当ではないかと考えます。

3つ目です。「農家の廃業、離農など、それに至った理由について」というところでもあります。

農業専業では、年間を通して安定的に収入が得られないとか、設備投資等の負担が過度であるとか、それから、端的に言えばですけども、もうからないという理由によりまして、農業をなりわいにできない、続けることができないというこ

とがやはり大きいのではないかと思います。また、そうした負担を知りながら、子供たちに事業継承させることに踏み出せないとか、何より子供たち自身がそれを受け継ぐことを望まないといった後継者問題を伴う従事者の高齢化、担い手の減少も大きな要因だと考えます。

4つ目です。「ダーチャのように人々の食が守られる仕組みを構築することはできないか」ということでありますけれども。

結論から申し上げてしまいますけれども、このような仕組みの実践は容易ではないと考えます。

理由は幾つかありますけれども、まず1つ目ですけれども、二地域居住について——この二地域は、都市部と設楽町の両地域という前提でお話ししますけれども、お答えしますけれども、いわゆるダーチャのようなライフスタイルがどのように実践されるかということにもよりますけれども、様々な理由で都市部で暮らしつつ週末とかに本町に来て農業に親しみ、そしてまた、居住地へと戻っていくという生活のサイクルですと、この現地で農地や野菜などのお世話ができるのは月に3回から4回程度ということになるかもしれません。その間のお世話を、例えば地元の方とかにお願いができるのならばいいのですけれども、多くの場合は手をかけてもらえないまま、次に来町される時まで放置とちょっと言い切っちゃうと申し訳ないんですけれども、されて、手が施されないということにされてしまうことになってしまい、安定した生育に影響が及んでしまうのではというふうに心配をします。また、それぐらいの頻度ですと、荒廃地の解消と言えるような広い面積に手を加えてもらえる可能性にも余り期待はできないのかなというふうにも考えます。

2つ目です。元の地主などに耕作されなくなっていて一定期間がたった農地を改めて作付け可能にするには、それ相応の労力と資金がかかり、それなりの意欲、意識を持って取り組むことが必要だと考えます。このハードルは決して低くないと思われれます。

3つ目です。農地とセットになった適当な空き家がなかなかありません。ダーチャがロシアで普及した背景でもある、余った土地は貸さなければいけないというような、国レベルの考えがあったようなのですけれども、そうした考えが根づいているわけではなくて、現状として、空き家はあっても空き家登録にはなかなかつながっていないという状況であります。議員は、あえて言及しないとのことですが、これは大前提でありまして、移住定住対策全般における大きな課題であるので、あえて述べさせていただきます。

4つ目です。「作物をつくるのが困難になった農地を」ということで、ダーチャ的なライフスタイルが実践はどうだということになります。

ごめんなさい、違いました。理由の4つ目です。失礼しました。できない理由の4つ目です。食品が容易に手に入らないような緊急事態においては、ダーチャ的なライフスタイルを実践する方々には、それが自給自足的に農作物を入手でき

るすべとはなりませんけれども、これは直接設楽町民の利益となるものではないので、地域住民のための緊急的方策として町が取り組むにはちょっと至らないかなというふうに考えます。

以上の幾つかの理由を挙げましたけれども、できない理由を探したみたいになっておりますけれども、そういうつもりではありません。私の知り合いでも、何人かこれに近い暮らしを楽しんでいる方もみえますけれども、一般のライフスタイルとしてダーチャが広く普及しないのは、わざわざ空き家や空き農地を探してまで田舎暮らしや農業体験をしなくてもといった考え方だとか、それだけの時間的な、それから気持ち的なゆとりがないとか、田舎での触れ合いに何となく煩わしさを感じるとか、都市部やその近郊など、近場でも手軽に気軽にこれに似た体験ができるとか、そういった現代的、社会的な背景もあるのではと推察をします。

まさに、議員の御説明の中にもありました、「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」のハードルだと思われまます。そうした背景が大きく見直されるような社会状況にならない限り、行政的なアクションを起こすのはなかなか難しいと考えます。

⑤番です。「二地域居住に関する計画（特定居住促進計画）を作成する考えは」ということであります。

まだ情報が不足している段階ではありますけれども、お答えしているような様々な理由とか背景を考慮しますと、現時点では二地域居住に向けた取組は現実的ではないと判断せざるを得ず、どちらの立場をとというふうに言われれば、計画の策定は考えてないという回答になります。

最後、6番目です。「二地域居住に関する活動を行う法人等に対しての行政としての関わり、協働等、積極的にできるのか、意思はあるのか」という御質問に対してです。

まだ、県のほうでも、具体的な運用のイメージができていない段階でありまして、町としてももちろんそうなのですが、今後、分かりやすい形で広く地域全般に周知された折には、そうした取組を検討する法人など、事業組織が現われる可能性もあると思っておりますけれども、議員も言われるとおり、極めてハードルが高く、理想と現実の乖離もあるというふうに思います。先ほどの同様の答弁になってしまいますけれども、行政として考え方が大きく見直されるような、社会状況等の変化があって、そして地域の活性化に生かされるというものだというふうにみなされれば、協働や支援等も前向きに考えられるようになるかもしれません。

現在も、農業振興地域整備計画の次期計画策定に向けて、地域の方々の生の声を直接伺いながら取り組んでいるところでありますけれども、今後の町の姿勢として、現状に適さないからと単純に否定することなく、様々な御意見を踏まえながら、二地域居住をはじめ、あらゆる可能性も含めた幅広い農業振興、地域振興を考えていかねばならないと考えております。

以上です。

3 原田(純) 産業課のお考えは分かりました。ただ、国際情勢、国内情勢含めて、今までのような延長線上の中にはないということ。それで、やっぱり行政としても最悪の事態を想定しての対応というものをさせていただきたいということ。それであと、産業課長さんおっしゃったように、できない理由を言っているわけじゃないとおっしゃるのはそのとおりだと思いますが、やっぱりその難しいって言ったら難しいんです、どんなことでも。だからやはり、今現在の状況というものが恐らく1年後、2年後になったときに手後れというふうにならないように、それであと、二地域居住の推進の法というか、国土交通省が出したそれは、やっぱり若者と子育て世代のニーズが高まってきているということ。やはりその時代の変化をいち早く酌み取った方々というのは、やはりこういうことにととても敏感であろうかと思えますし、農地の保全という観点からしましても、またぜひ御一考いただければというふうに思います。

それで、次の質問をしてもいいですか。

議長 追加質問ということですね。はい、どうぞ続けて。

3 原田(純) はい、すみません。それでは、農業の所管は産業課で、二地域居住は企画ダム対策課の所管であり、それは、行政上の組織上、当然のことと理解しておりますが、これらの問題は同時に連携して取り組むことで初めて課題解決につながると思います。

そこでお聞きします。担当される課が別々であっても、問題を共有して連携し、問題解決に取り組まれるおつもりはありますか。

企画ダム対策課長 空き家等を主体とした関係で移住定住を促進しているところですが、もちろん空き家に付随した農地等も混在しておりますので、そちらはもちろん農地法の関係も含まれてきますので、連携というか、法律に基づいた手続きをクリアしていくという上では、必要なことはしていきます。

以上です。

3 原田(純) ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、町長さんのお考えをお伺いしたいと思います。

町長 はい、御質問いただきました。まだ、法律が整備されてからどのようになっていくのかというのがはっきりしない現状の中でありますので、先ほど課長が答弁をいたしましたけれども、県なり、関係のところときちんと協議をする中で遅れることなく対応していきたいなというふうに思っています。

そして、議員の質問の中にもありましたけれども、地方の人口減少が著しく進行する地域においては、関係人口であったり、交流人口の創出ということで人の流れをつくり出すことが必要だという視点は常々持っておりますので、そういった形でやっていきたいなと思っております。

ダーチャということでもありますけども、ダーチャというには程遠いのかもしれないですけど、私の家の周りにも何人かの方が借りたり買ったりして、農業をやりたいということやってみえるのですが、なかなかやっぱり、おっしゃるとお

り、いつもいるわけではないものですから失敗をしたなんていうお話もお聞きをしますけども、そういった形で少し移住定住ということにもつながっていければいいなというふうに思っております。

それから、先ほど御質問がありましたけれども、もともと私が町長になったときに、この一般質問の答弁調整を担当課とだけやっていた現状がありました。ありましたが、全課長さんの中で、議員の方が御質問されることについては町の課題であるという認識を持って、皆さん全員出てきて答弁調整をなさйтеということ、今、ずっと全課長参加のもとで答弁調整をしておりますので、認識としては全課長さん、よその課のこともきちんと頭には入っているというふうに思っておりますので、これからもそういった形で進めてまいりたいというふうに思っております。

3 原田(純) ありがとうございます。3 番目に質問させていただいた、農家の廃業、離農等の理由について、8月12日付けのデイリー新潮の記事と、海外の事例を御紹介して終わりたいと思います。これは、産業課長さんがおっしゃってくださった、本当にそのとおりです。

「『野菜1つ100円では飯は食えません』『飢えるのは時間の問題』深刻すぎる農家の実情をレポート」と題して。

農水省は農業者の急激な減少を、「『日本社会が急速に高齢化するのだから、農業者が減少するのは避けられません。これは努力では避けられない問題です』高齢化は分かっていたことである。問題は世代交代が出来ていないことではないか。その理由についてどの農家もこう口をそろえた。『農地を売るのは後継者がいないから。後継者がいないのは農業で食べていけないから。食べていけるなら喜んでやりますよ』」

海外の食物自給率は、アメリカ・カナダ・ブラジル・フランスは100%以上、ドイツ84%、イギリス91%、1990年代には食物自給率が49%だったスイスは2013年には100%を達成しました。これらの国はどのようにして自給率を増やしたか。それは各国とも政府がお金を使って役割を果たす、そうして所得の低さや後継者不足を補っています。そうしてはじめて国として食料安全保障の基盤が整うのです。

設楽町全域どこでも、住みかと小さな農地があれば設楽版ダーチャは可能です。ダーチャの勧めを御提案して質問を終わります。ありがとうございます。

3 原田(純) これで、原田純子君の質問を終わります。

議長 これで原田純子君の質問を終わります。

次に、4番原田直幸君の質問を許します

4 原田(直) 改めておはようございます。4番原田直幸です。通告に従い、設楽ダム小水力発電事業についてと、住民票等のコンビニ交付についての2点を一括方式で質問したいと思います。

初めに、「設楽ダム小水力発電事業について」を質問したいと思います。

私は、小水力発電事業についての質問をするのは議員になってから3回目だと思いましたが、それほど小水力発電事業は、これからの設楽町にとって重要な課題だと思っています。ですので、しつこいとか思わず、質問内容も少しずつ変わっていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、去る5月の全員協議会で、設楽ダム小水力発電事業の手法についての説明があり、いろいろな方法を検討した結果、PFI事業が有利という結論に至り、PFI事業を推進していくとの話でありました。

しかしながら、単独事業とPFI事業との実質収支を見ると、20年後では単独事業の収益が21億円、PFI事業が9億円と、12億円。60年後では単独事業が61億円、PFI事業が29億円と、32億円もの差が出てきて、町民への還元効果も少なくなってしまう。

私は、PFI事業で、事業を進めることに賛成しますが、もっと明確にPFI事業がいるということを示さなければ、町民が納得してもらえないのではないかと思ひ、改めてPFI事業の優位性について問ひたいと思ひます。併せて建設に関する設楽ダム工事事務所との関連性についても問ひたいというふうにお願ひしております。

1番目として、発電所の建設についてです。

(1)として、PFI事業と単独事業との比較についてです。

アとして、PFI事業では、資金調達、設計、施工、運営管理まで行うことになりまふけれども、町はどういう形で関わっていくのでしょうか。また今後の業者選定をどのような方法で行っていくのでしょうか。

イとして、町の建設費用の持ち出し分として、単独事業だと21億円必要だと記載されています。一方で、PFI事業だと、民間事業者が建設等の費用を出すため4億円で済んでいます、建設費用の総額に差異が出てくるのでしょうか。

ウとして、町が拠出予定の4億円の積算根拠は何になりますか。また、財源は確保済みとなっていますが、どういうことなのでしょうか。

エとして、単独事業では8億から14億円の財源確保が必要との説明ですが、補助金は見込めないのですか。補助金が見込めれば、もっと自主、実質収支がよくなると思われまふますが、どうですか。大村知事は、小水力発電事業に全面的に協力すると言ひていますが、どうでしょうか。

オとして、一方で起債の借入れは可能だと思ひまふますが、どうでしょうか。また、どのくらい借入れは可能だと思われまふか。また、償還金についても、実施収支の中に組み込まれているのでしょうか。

(2)として、設楽ダム工事事務所との関連性についてです。

アとして、設楽ダム工事事務所との関係について、全協資料3で、取水塔や放流管についてはダムの構造上必要と思われまふるので、建設に建設費用に含まれないと思われまふますが、その認識でよいのでしょうか。

イとして、設楽ダム工事事務所としても自己の管理用に小水力発電を行うと聞

いていますが、共有する部分があるのでしょうか。

2番目として、管理運営についてです。

アとして、単独事業の場合、どういう資格を持った職員が何人必要としますか。また、職員の人件費は実質収支の中に組み込まれているのでしょうか。職員を採用すれば町の人口増にもつながることとなると思われますが、どうでしょうか。

イとして、一方で8月5日の議員大会の大村愛知県知事の講演で、県職員を派遣してもよいとの発言がありましたが、どうとらえているのでしょうか。

ウとして、PFI事業の場合、どこの場所でどのような管理をさせる予定なのでしょう。町外に置いた場合に、有事の際、すぐに対応できないと思いますが、どうでしょうか。

エとして、PFI事業を行っていった場合、大規模改修等が必要になった場合になったときに、誰がどういう形で整備し、その費用はどうなるのでしょうか。

オとして、PFI事業者と長いスパンで契約になるとと思いますが、倒産等のリスクをどのようにとらえているのでしょうか。

3番目に、PFI事業の優位性についてです。

アとして、単独事業とPFI事業では、収益の差があまりにも大きすぎると思われますが、その点についてどう捉えていいのか、改めて問いたいと思います。

イとして、今年度予算で進めようとしている民間活力導入効果等調査業務委託について、昨年までの業務委託でPFI事業が優位という結論に至ったのではないのでしょうか。改めて業務委託する意義は何なのでしょうか。

ウとして、PFI事業で進めるメリットとして、建設費用の確保、非常時の対応、専門人材の確保等、事業実施上のリスク回避ができることが大きなメリットとしています。

イの質問の、業務委託をすることで、収益性よりもメリットがあることを具体的に説明することができるようになるのでしょうか。

大きな2つ目の質問で、「住民票等のコンビニ交付について」です。

7月中旬に設楽町に住む友人から電話が来て、新城市ではコンビニで住民票、印鑑証明、戸籍謄本等の交付が受けられるが、設楽町はまだなっていない。近くの市町でそんな差がどうして出てくるのか。住民サービスを考えていないと御叱りを受けました。

私は、東三河で共同のシステムを使っていることから、設楽町でもすぐにできるものだと理解していましたが、町民課に確認したところ、いろんな課題があり、すぐにはできないとの回答をもらいました。

これからの時代、住民サービスの一環として住民票等のコンビニ交付は必要不可欠だと思われませんが、各地方自治体の導入状況やサービス導入に伴うシステム改修、費用などを明らかにし、コンビニ交付に向けた今後の町の方針を問いたいと思います。

1つ目として、愛知県や全国の自治体の住民票、印鑑証明、戸籍等のコンビニ

交付の導入実績はどうなっているのか確認しているのでしょうか。

2つ目として、郵送等で住民票等の受付件数はどのくらいあるか把握していますか。

3つ目として、システム導入の初期費用はどの程度になりますか。

4つ目として、年間の維持管理費用はどの程度かかりますか。

5つ目として、費用面以外で課題になることはあるのでしょうか。

6つ目として、町としてコンビニ交付に向けた対応を今後どのようにしていく方針なのかを問いまして、1回目の質問とさせていただきます。

企画ダム対策課長 それでは順番に回答していきたいと思えます。

まず、1の(1)アにつきまして、町といたしまして、今後発注したコンサルタント業者とともに、資金調達、設計、施工、運営管理、収益還元等について、事業実施の方針、要求水準などを作成していきまして、PFI事業者の実施条件に関わっていきます。さらにより良い、PFI事業者の選定に向け、今後公募していく実施方法を検討し、厳正な公募によりPFI事業者の選定を行っていききたいと思っております。

その契約を、PFI事業者が適切に実施されているかどうかを監視していき、全事業、全期間にわたり、モニタリングを行っていく予定となっております。

次に、イのほうですが、単独事業とPFI事業で発電建設費用の総額に差が出てくるものではありません。いずれの場合も、発電所本体の建設費用は約18億6,000万円、水圧管先行工事に約8,000万円、ダム工事負担金に3億2,000万円を見込んでおります。単独事業の場合、その全てを町が負担することになります。

次に、PFI事業の場合は、本体建設費用はPFI事業者が負担し、水圧管先行工事と、ダム建設負担金は町が負担することになります。

次、ウ。次に、4億の内訳としてですが、水圧管先行工事が先ほど言ったように8,000万円、ダム建設負担金が3億2,000万となっております。その財源については、豊川水源基金積立金の総額50億円のうち、発電施設整備に確保されている。地域開発費用6億5,000万円の一部を充てることにしております。

次にエです。FIT・FIP制度を利用する場合は、補助金の交付はありません。また、県からの協力体制については、事務手続や課題解決に対する協力などであり、金銭的な支援は現在のところ想定しておりません。

オ、売電することが主な目的にしている場合や、FIT・FIP制度を利用する場合は、過疎債等の起債は認められておりません。したがって、金融機関からの融資が前提となり、実質収支には金利を含めた償還金を組み込んでおります。

次に、(2)のアの回答をしたいと思います。

1の(2)のアの回答をしたいと思います。議員の御認識のとおり、取水塔や放流管の建設費用は、発電所建設費用には含まれておりません。

次に、イですが、以前、国から管理用発電を行うという話はあったと聞いておりますが、現段階の計画におきましては、供用となる部分はないと認識しており

ます。

次に、2のアの回答です。

資格を持った職員としては、ダム水路主任技術者1名、電気主任技術者1名が、必要となります。

管理運営していくためには、少なくとも2人以上の人員が必要であり、収支計算の中には2人分の人件費を見込んでおります。また、町職員として採用すれば人口増につながる可能性はございますが、土木系及び電気系の技術職員の採用は、昨今、職員採用状況を鑑みますと、極めて難しい状況であるのではないかと推測します。

次、イの回答です。

先日、議員大会で知事が、「県のほうで職員を出して」との発言については、県の職員に県の業務として設楽町を全面的に支援させるという趣旨だと聞いております。これまで遂行してきました事務手続なども、豊川水系対策本部事務局の職員が中心となり、水力発電事業に対する支援をいただいております。今後も引き続き必要となれば、さらなる支援をお願いしていきたいと思っております。

次、ウの回答です。

日常の運転管理は基本的に遠隔操作を想定しており、定期点検時や運転監視上必要な場合は、PFI事業者の技術者が発電所に詰めることになるのではないかと想定しております。また、緊急時の対応につきましては、PFI事業者に加え地元業者の活用等も含め、速やかな対応ができる体制をとればと調整してまいりたいと思います。

エの回答です。

水力発電事業で設置した制御盤等は、恐らく20年程度で更新していくことを見込んでおりますが、水車発電機等、発電設備の主要部分につきましては、設備時の仕様書を変更せず、十分なメンテナンスをしながらいけば、60年間使用することができるんじゃないかということで前提としております。事業期間中の大規模な改修につきましては、今のところ想定しておりません。なお、社会情勢の変化等により使用変更が生じた場合や、災害等により大規模な復旧工事が必要となった場合についても、今後、先行事例を参考にし、どのように対応していくかなど、PFI事業者を選定する時期までに検討していきたいと思っております。

オの回答です。

PFI事業者が倒産等により、業務履行不能となった場合の事業継続方法や、債権回収方法など、どのように対応していくかについては、先ほども言ったように、そういった事例、先行事例等を参考しながら、PFI事業者を選定する時期までに検討していきますが、まずは、事業選定時の際に、倒産等のリスクの少ない事業者を選ぶことが重要だと考えております。

次、3の(ア)です。

長期にわたる事業期間中、特に技術者を町の職員として確保することが可能か

どうかを見極めた結果、継続して町直営の執行体制を維持するのは極めて困難であるという結論に現段階では達しております。

お示しした収支比較は、単独事業の場合、可能なものは直営で行うことを前提としており、収支計算しておりますが、町職員だけの運営体制の維持が困難になった場合は、管理運営のほとんどが一括外部委託となり、著しい費用の増加が生じ、収支的にはPFI事業と大きな差が無くなってくると考えております。

このようなことなどを踏まえまして、建設費用の負担が少なく、さらに、人材確保、事業運営、非常時の対応等、様々なリスクを抱え込まないで運営できるような形のPFI事業が優位であるということで結論に達しております。

次、3の(イ)の回答です。

昨年度の委託内容は、最も有利な発電規模を選定し、外部との調整や各種手続に必要な基本設計を行っておりますが、単独事業とPFI事業の比較は、国、県、発電事業者との意見交換を踏まえた後、直営で概略検討を行っております。

なお、PFI事業が有利であるとの結論が現段階では変わるものではありませんが、PFI事業実施による効果等をより詳細に調査し、より良いPFI事業者の選定に向けた課題を整理していくことが目的となっております。

3の(ウ)の回答です。

今回の委託により収益性の比較を改めて整理していくとともに、事業形態、リスク分担についての詳細検討、また、より広い民間事業者の参入意向調査等を行い、より良いPFI事業者の選定に向けた課題や、スケジュールを整理していきたいと思っております。その中で、改めて収益性を含めた、PFI事業の優位性をお示しできるものと考えております。

以上です。

町民課長 私のほうからは、住民票等のコンビニ交付についてお答えをいたします。

最初の質問の、愛知県や全国の自治体のコンビニ交付の導入実績なんですが、コンビニ交付の導入実績ですが、全国では住民票と印鑑証明が75.1%、戸籍が43.8%の市町村が導入をしております。愛知県では、住民票と印鑑証明が79.6%、戸籍が53.7%の市及び町が導入しており、愛知県は若干全国平均よりも高い数値となっております。

愛知県内の導入をしている自治体はほとんどが市ですが、町が実施をしている自治体も6町あります。愛知県の実施自治体数で考えると、住民票の場合79.6%は43市町村に該当しますので、残りの11市町村が実施をしてないことになり、また、戸籍では、50%は27市町に該当しますので、残り27市町村、市町村が実施をしてないことになります。

2番目の住民票等の郵送での受付件数なのですが、住民票の郵送での受付件数は、令和5年度では戸籍が392件、住民票が56件となっております。全体件数と比較すると、戸籍が全体の25.8%、住民票が全体の3.4%が郵送での請求となります。

次の、3番目のシステム導入の初期費用ですが。近隣の市を参考に初期費用を試算したところ、システム等の導入経費としては1,590万円が必要になります。

4番目。「年間の維持管理費用はどの程度か」、という御質問ですが。年間の費用としては、システム使用料として年間で342万円。コンビニ交付サービスを手がける国と地方自治体が共同管理するJ-LISという法人があるのですが、ここに負担金として69万円の、計411万円が必要と考えられます。

5番目の、「費用面以外で、課題となることはあるのか」という御質問ですが。費用面以外の課題としては、今のところ国からの補助が見込まれないため、費用は全て自主財源となります。これは費用に関してですが。また、手数料のうち、117円がコンビニサービスを手がける法人であるJ-LISに納める必要があります。例えば、住民票の場合、200円の手数料を申請者からもらいますが、町に入る収入は117円を除いた83円となってしまいます。さらに、コンビニ交付の場合には、戸籍などでは、住民票上の住所と戸籍の本籍地が異なる場合には、コンビニでの交付ができない場合があるなど、細かな制限がある場合がございます。

6番目の、町として、コンビニ交付に向けた今後の対応ですが、全国的には市を中心としてコンビニ交付が進んでいる状況です。愛知県の場合、14町のうち、尾張地方を中心に6町がコンビニ交付を実施しています。設楽町としても、こうした現状を把握しつつ、コンビニ交付の実現に向けて今後検討をしていこうと考えております。その手始めとして、今年度中に、愛知県総務部市町村課を通じて講師をお願いして、コンビニ交付に関する勉強会を行う予定となっております。コンビニ交付をした場合、どの項目までを記載したものを交付するのかといったような具体的な検討が必要となりますが、今後はより良い住民サービスの提供ができればと考えております。

以上です。

4 原田(直) すみません。ちょっと私の認識不足なんですけども、さっき8,000万円の水圧管と言われたような気がするんですけども、これって実際どの部分になるのか教えていただきたいなと思います。

企画ダム対策課長 ダム本体から放流する枝管に二次管を接続して、そこから発電所に呼び込む管のことです。

4 原田(直) 了解しました。で、4億円の根拠は、それと直轄負担金ということで理解をしました。で、18億円、あとかかるよという話で、普通はPFI業者が自分で設計施工管理をやっていくというふうになると多少安くなると思うんですけども、今、積算上は同じということで説明がありましたので、その点ちょっと腑に落ちない部分もあるんですけども。

それとは別にして、例えば今4億円ですよ。6億5,000万が、たしか水力発電事業に用意されたお金だというふうに理解をしているんですけども、そうすると2億5,000万残るわけですよ。そうすると、町が余分に建設費用を出してやればその分だけ収益が上がってくるようなことも考えられると思うんですけど、

その辺についてのお考えはどうなのかお聞きしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

企画ダム対策課長 キロワット数を増やせば収益が上がるという理解いでよろしいのでしょうか。じゃなくて。

(発言する者あり)

企画ダム対策課長 その辺ははっきり答えられませんという答えでよろしいでしょうか。

4 原田(直) 基本的に、今、その 18 億円は、建設は P F I 業者が持つよというお話になっているというふうに理解するんですけど、その確約というのは、これから選定する中で選んでいくということだというふうに理解するんですけども、別に 18 億円なんでかんで P F I 業者に出さなくてもいいと思うんですけども、町がさっき言ったようにその分だけ出せば取り分も多くなるというふうに理解するんですけど。その辺の、そういう方法を考えていくのか、いかないのか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

町長 はい、これから事業者の選定に当たって条件をつけていくわけですので、その中で考えられないことはないですが、議員御承知のとおり、もともと 50 億円の原資の中にこの部分がうたってあるわけでありましてけれども、当初想定していたように、30 年たったときの見込みがかなり少ないということですので、私のほうの考え方としては、建設のほうは P F I の事業者にやっていただく中で、いかに町の取り分を多くするのかということに集中をしてやっていきたいと思っております。

4 原田(直) 今、これも決算の中で話そうかなと思っていたんですけど、1 億 5,000 万をなんでかんで使う形にしていますよね、基金から来ているお金。そういうのを残して、ぜひ町が実入りが多くなるような考えをしていただきたいなというふうに要望だけしておきます。

それでは次行きます。

次、愛知県の話です。特に金銭的な部分は認められない、考えられてないという理解なんですけど、あれほど、町長がここに、陳情という言葉を使っちゃいけないので、要望活動に行かれたときに、愛知県知事が全面的に協力するというような新聞記事が載っているわけですよ。協力するというのは、口だけで協力するのは何の意味もないというふうに理解するわけですよ。協力するっていうのは人的な部分だとか、さっき人的な部分って言いましたけど、豊川水系対策本部なんて、そのことをやらないとあんまりやることないじゃないのかと私は実際思っていますけども。ですので、そこら辺をもっとしっかり愛知県に呼びかけてもらいたいというふうに思うんですけども、その辺のお考えはどうなのか、お伺いしたいと思います。

町長 大村知事は、いろんな場面、名古屋でやられた講演会であり、この間は岸田総理大臣のところで豊川の、カーボンニュートラルという視点の中でこの設楽ダム

の完成後にはという話をされたというふうに聞いております。支援というのはいろんな形があると思っておりますけど、私、知事という立場の方が、いろんなところでこの設楽町という名前を使って、出して設楽ダムのお話をさせていただけるというのは、私は全国の方に覚えていただける機会としても大変ありがたいことだというふうに認識をしております。そんな中で、金銭的な支援はないわけでありませうけれども、これから、今までの計画の策定に当たっても、これからPFIの事業者の選定に当たっても、県のお力添えを頂くことは間違いがありませんので、そういった中できちんと協力をしていただきたいというふうに思っております。

4 原田(直) 町長の答弁としてはその程度しかお答えができないことはよく理解しております。今度またダム特で、一言二言、御意見を言わせていただけたらなというふうに思っております。

次です。設楽ダム工事事務所が水力発電を今のところ共用部分はなしだということなんですけども、それって、正式にそういうお話があったのかどうなのか、お伺いしたいと思うんですが、いかがですか。

町長 正式にはないと思います。恐らく、原田議員は御承知だと思いますけれども、この話の出どころが、もともと加藤町長のとときに、ダムを運営していくために発電をするんだと。その余った電気を町が頂くというのが、たしかこの発電のもともとの出発だと思いますので、この話が出ているというふうに理解をするのですが。町のほうである程度目いっぱいと言いますか、できる範囲、目いっぱいまではいっていませんが、目いっぱいに近い発電量を想定していますので、あまりできないのではないかとということも含めて今のところそんなお話は聞いておりません。

4 原田(直) ということは、町に対して正式なそういう形で、昔はたしかそういうことでというふうに理解しているんですけども、またこれは、今度ダム特のところでも事務所のほうへ問合せをしたいというふうに思います。

それで、PFI事業の優位性について、職員の確保ができないということでお話があって、職員の確保ができないと外部委託をするよと。外部委託すると収益は変わらないというような答弁がありました。私、別にそれはそれで正しいというふうに理解するんですけども、ならば、この手法の検討結果、そこにやっぱりそういうことをきちんと記載して、これだけしか収益が上がらないからPFI事業をやるよというようなことを書かないと、これだけぽっと見せられたときに、なかなか納得できない部分が多分にあるというふうに思うんです。ですので、それだけやるだけはそのんなに難しいことではないというふうに思いますが、まだそれでこれたしか公開は多分されてないというふうに理解しているんですけども、公開するときそういう形の部分をしっかり載せれば、町民の方も納得していただけるというふうに理解するんですけども、その辺のお考えはいかがなのか、お伺いします。

企画ダム対策課長 単独事業で現段階の今委託を出した中でも、元職員に、職員がこ

の資格者となり得る形ができないかというのを再度確認しつつ、今後の職員採用の流れもあるのですが、こういった形でPFI事業を選択したというような、今回の委託の中では、根拠づけるかたちの検討をしていきたいと思っております。もちろん、単独事業に先にしておいて、例えば職員が集まらないから、じゃあ外部委託というような、そういった緊急的な委託ができるか否かも、検討の中で考えていって、こういった数字でお示しできれば、ちょっと考えていきたいと思っています。

町長 私が一番考えるのは、先の世代の方に負担をあまり残さないというのが一番です。ですので、とにかくリスクをあまり先に送りたくないというのが本当のところだと思います。リスクをとらないという、あまり取らなくていいのがPFIでありますので、そういった意味でもPFIでやろうと思っています。

4 原田(直) 今回の企画ダム対策課長の答弁だと、職員を採用することができればやるよという言い方をされておるといふふうに思うんですけども、現実的な問題として難しいということならば、その外部委託ならば外部委託のことを今の時点で載せるということが私はとても大事だと思うんですけども。ですので、単独事業の外部委託っていう部分だけ、委託の部分だけをやると幾らぐらいかかるよということも絶対を示すべきだといふふうに理解するんですけど、そこら辺は余り載せる気がないよということなのか、もう一度ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけど。

企画ダム対策課長 現時点では、どういうことを、どういう見積りでとかいう形でまだはっきり物は言えない今状態ですので、また検討させていただきたいと思えます。

4 原田(直) 大変なお金を使って町民に還元できることですので、これから慎重な検討をしていただけるといふふうに思っていますけど、その辺よろしく願いして、水力発電についての質問は終わりたいと思います。

2 番目のコンビニ交付についてです。

私が思った以上に、愛知県も全国もコンビニで印鑑証明や住民票等の交付がされているよというお話だったです。町としてこれから検討していくというお話なんですけども、実際どういうふうに考えていくべきつもりなのかだけをお聞きしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

町長 はい、DXの推進も今、今年から始めておりますので、進めていく方向にあることは間違いありません。間違いありませんが、この町、コンビニ清崎に1件しかありませんので、町民の方だけ見ると土日を取れるという利便性はあるのかもしれないんですけど、余りこう利便性が上がらないという側面もあります。その割に、ここにも書いてありますけれども、結構なお金がかかるということですので、その辺をきちんと考えた上で、方向としては時代ですので、そういう方向に進んでいかななくてはならないのは間違いありませんが、いつも申し上げますが、年間、当初の初期費用というのは仕方がないと思っておりますが、これ年間の維持費用が

毎年かかるものでありますので、これをやっていくにはやっぱりどこかでスリム化というのをきちんと皆さんと一緒に議論をしないと、なかなか進まないのではないかというふうに思っております。

4 原田(直) はい。町長が言うように、確かにお金がかかるので、私も本来はやるべきだというふうに思いますけども、その費用対効果を考えると、なかなか難しいかなというふうに理解しますので、そこら辺は慎重な運営をしていただけることをお願いして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 これで、原田直幸君の質問を終わります。

お諮りします。休憩を取りたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは35分までということで休憩をとりたいと思います。10時35分まで休憩とします。

休憩 午前10時22分

再開 午後10時34分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、村松一徳君の質問を許します。

1 村松(一) 1番、村松一徳です。議長のお許しを得ましたので、「人口減少社会においても行政サービスを低下させない施策の実現に向けて」について一問一答方式で質問させていただきます。

今回初めて挑戦しますので、ちょっと時間オーバーしたり、うまくいかないということも考えられますが、お許してください。

設楽町の人口は現在4,092人、令和6年8月1日現在です。毎年130人前後の減少ペースならば、来年には4,000人を割ることが予想されます。毎年10世帯の移住を目標としていますが、現状では昨年度は5世帯に留まっています。様々な定住移住対策を施してはいるものの成果が見えてこない現状があります。我が国でも人口減少社会に突入しています。人口減に際して設楽町をコンパクトな町にしていくための施策を講じることは必要不可欠です。反面、これまで続けてきた住民への行政サービスの低下が現実味を帯びています。

町長は、各種施設の統廃合や機関の移管を進める行政改革を推進しながらも、住民への行政サービスの低下にならないよう対処するとの回答に終始しています。しかしながら、投票所の統合や訪問介護の実施不可など、住民にとって住みやすい町とは言い難い状況が始まっています。これ以上の行政サービスの低下は少子高齢化や過疎化を促進させ、自治体としての機能が保障されないという危惧を感じます。住民との話し合いを重ねつつ、よりよい町行政の在り方を構築し、将来の世代への負担を減らし、明るい未来が感じられるようにするためにも最低限の行政サービスを維持させる必要があると思います。

そこで、以下の6点について質問をします。設問ごとに明確な回答をお願いい

たします。

それでは、1点目を申し上げます。

公共交通空白地有償移送サービス、通称「のってかっせ」、津具商工会が行っているものですが、これを津具地内から町内全域に拡大できませんかというお願い。さらには新城市まで広域利用ができれば、病院への通院が可能となりますが検討していただけますか。いろいろな追加料金は、要支援、要介護者が使用されている福祉移送サービス、それからタクシー運行補助金等、町内業者がいますので、それに合わせ利用者が負担する方式でよいと思われそうですが、御検討をお願いします。

1点目の質問をしましたので、席を移動させていただき、一問一答方式を続けますので、よろしくお願いします。

生活課長 1つ目の御質問です。公共交通空白地有償移送サービス、のってかっせの津具地内からの町内全域の拡大、さらに新城市までの広域利用ということで、のってかっせの運行エリアの拡大についてということで生活課としては理解いたしました。

のってかっせは、タクシー事業者がいない津具地内の移動手段の確保のため、津具商工会が運行事業者として実施している公共サービスです。基本的には、タクシー事業者がいない地域に向けたサービスですので、町内全域にサービスを拡大することは、タクシー事業者などと協議し、納得していただく必要がありますので困難と思われまます。のってかっせにつきましては、例年、多くの利用をしていただいております。昨年度、津具地内において、755名の利用がありました。

設楽町としては、津具商工会がのってかっせを引き続き運行できるように、補助の継続をしてまいります。他の地域につきましては、路線バスやタクシーなどの公共交通機関を利用していただくことでサービスを維持してまいります。また、新城市への公共交通運行につきましては、津具と田口を結ぶ町営津具線と、田口と新城市を結ぶ豊鉄バスの田口新城線の運行の継続を第一目標としております。

以上です。

1 村松(一) タクシー業者との競合がある、それとの協議があるということで、それはなかなか難しいということはよく分かっています。それから、町営バス、それから豊鉄バスも津具線を走っていますので、それを利用するというのもとても大事なことなんです。しかし、一応考えると、地域の特性から、津具地区もそうですが、90歳以上の高齢者でもできる限り運転したいと考えていますよね。現実、免許返納者は年2名程度と伺っています。しかし、健康面に不安を生じるために運転免許を返納せざるを得ないという高齢者もいますので、そこに関しては、どのような対応をしているのかなということでもちょっとお聞きしたいんですけど、よろしくお願いします。

生活課長 恐らく、身体の御不自由な方、高齢者の方は、乗り継ぎがやはり困難、大変だということは理解しておりますが、そういう場合は福祉移送サービス等を御

利用していただければと思います。

以上です。

- 1 村松(一) 福祉タクシーの利用があるんですけど、福祉タクシー等の利用に該当しない方のためにものってかっせというのがあると私は承知しているんですけども、要は、バス停までの距離が遠い、時間が合わないということで、より利便性と実効性を高めていただいているので、診療所までとか、いろんな地区まで行くのに、時によっては2人いっぺんに運んだりしていますよね、のってかっせは。ですので、利用者755人いるってことはそれだけのニーズがあるということですので、それをより利便性を高めるということは間違いじゃないと思うんですけどもね。いかがですかね。それで、設楽町独自のライドシェアということではないんですけども、その方式、設楽町にはこういう方式があるから、皆さん、お年寄りの方も安心してこられるよというようなことを導入すればどうでしょうかね。その点をお願いします。

生活課長 エリアを拡大することにより、多額の費用が必要となるということも考えられ、予算自体が限られていますので、現状を有効にすることが最良と考えております。

以上です。

- 1 村松(一) まずはこういう現状があるので、さらに利用者増が出てきた場合の対応をまたよろしくお願ひしたいと思います。

それでは2つ目に行きます。食料品店のない地区における民間移動スーパーを運営する業者を募って、町として立ち上げる考えはありませんかというお願ひです。

実際、この地区、新城市ですね、鳳来地区、作手、八名地区では、JA愛知さんがそのような移動スーパーを行っている。一部田峯の地区にも入っていると伺っています。また、隣の東栄町でも民間スーパーという移動スーパーというのでも導入されているようですので、設楽町内でもそういうことができないかというお願ひですが、いかがでしょうか。

産業課長 では、産業課より2つ目の質問お答えいたします。

食料品店のない地区において移動スーパー等の買物ができる手段を講じることとはできないか、ということで、町としましてもここしばらく調査等は進めております。地元の食料品店の方とも可能性についてお話はさせていただいております。事業者さんとしましては、何とか地域の方々のお役に立ちたいという思いはもちろんお持ちなのですけども、なりわいとする以上は採算性を度外視するわけにはいかないという話、それから、専用の従事者、運転手も含めて販売者の確保も課題である。それから、生鮮品がもし売れなかったら廃棄ロスにつながるという不安も持っておられるということで、やはり、始める以上はそういうところも覚悟、承知の上で安定的な運用をしなければいけないという、長年この地域で経営に携われてきた事業者さんとしての使命感、責任感っていうのを十分こちらも

感じております。その一方で、町が継続的に赤字補てんをするわけにいかないという事情もあります。そうした様々な背景とか事業者さんの思いを考える中で実現には至らなかったという経緯があります。

同時進行的に、今議員も言われましたような、J A愛知東が行われている新城市内、鳳来、作手も含めてですけれども、で実施しておられる移動販売、それから東栄町で地元の商店の方が行っている移動スーパーの現状とか課題などについても情報を収集して可能性を探ってきております。

J Aの取組に関しましては、市内にあるAコープが主体となって事業を実施しておられるわけですが、所要時間だとか、コストパフォーマンス的な部分を見ると、設楽町内まで足を延ばすことはなかなか難しいとお考えであります。一方、東栄町の事案に関しましても、1事業所として、やはり移動スーパーだけでは商売としてやっていくことは難しい状況ということは聞いております。

個人事業所のレベルでは、補助等の支援があればあれなのですが、そうでないと移動販売では採算がとれないという状況でありまして、そういうことをトータルで考えると、食品業界の大手企業クラスでなければ安定した実施は難しいのだろうというふうには考えていたところはあります。

そうした中なのですけれども、静岡県にありますイオングループのマックスバリュ浜北中瀬店というお店、各種ある中のこのお店なんですけれども、そちらのほうから御相談を頂きました。昨年末の頃の話です。

社会貢献事業の一環として、移動販売を静岡県内の各地で行われているのですけれども、それを設楽町のほうでも展開することはできないかという御相談を頂きました。御提案ですかね。

これは大変ありがたい御提案でありまして、ぜひ検討を進めてほしいという意向はお伝えしていたところでもあります。マックスバリュとしてもその後の調整とか、例えば移動販売のルートをどういうふうに変定するかとか、そういったことを特に慎重に協議し、決定したということなんですけれども。生鮮食料品店を地元のスーパーさんが営業している、田口地区とか、津具地区両地区での販売は、そちらのお店の営業に影響を及ぼすということから、この地区はちょっと入れないなというようなお考え。それからまた、お昼前に静岡浜北方面を食材を積んで出発して、それでこちらへ出向いてきて、夕刻までに戻るといって、限られた時間の中での移動だとか、各地区での滞在、駐留ができるルートということで、どういうふうな形で効率的にやれるかということをご丁寧に調査計画をされて実施に至ったということをお聞かせしております。

結果として、この7月より毎週水曜日ということですが、現在、神田地区、荒尾地区、小松地区、南地区、東部区、大平区、湯谷区、清水区の各区の計8つの地区にて、7月より移動スーパーを実施されているというところでもあります。

開始以降、どんな利用状況でしょうか、実施状況でしょうかということをごマックスバリュ側にも伺ったところなんですけれども、各地区で御好評はいただいている

ということを聞いております。お越しいただいてる人数も、当初から特に減ることなく安定しているということで、ほっとしているところもあります。当初は品ぞろえに関する御要望、御声もあったそうなんですけれども、満足いただけるよう、可能な範囲で対応しているということを伺っております。そういった事業者さんの姿勢も継続的な購買につながっているのではないかと考えております。

今のところ、マックスバリュさんとしては、設楽町に来ることができる移動販売車は1台しか確保できていないということでありまして、静岡県内各所回っておられるということもあると思うのですが、町内、先ほど申し上げた8地区止まりになっているところでもありますけれども、今後、各地区からの増便だとか増量とか、要望の声がたくさん上がったとか、あるいは、それ以外の地区から新規で回ってもらえないかみたいな声が高まってくれば、前向きに検討していただくことも可能ではないかと考えております。

こうした、新たな民間事業者の事業展開もそうなんですけれども、それ以前より多くの御家庭が利用されている生協の循環販売についても、もしまだ活用されていないというところがあれば、新たに加入していただくことで、手軽に、お買物ができないよといった不便さ、御不満もある程度解消できるのではないかとこのふうには思っております。

一方、町がですけれども、町が実施主体となって移動スーパー事業に取り組むということについても検討はしているところですので、事業の質を維持していくという問題、それから、財政面での問題等を考えると、現実的な話にしていくのはやはりなかなか難しいかなというふうに考えております。町としましては、今あるような、民間の皆さんがやっていただいているような事業展開を効果的に利用していただくことで生活の利便性を高めていただければというふうに考えております。

最後なので、ここが地域振興としての大きな課題でもあるのですが、地元で頑張っておられる食料品店はじめ各商店を、もっともっと地元の皆様が利用しようと意識していただければなというふうに思います。そうならないと、いずれ商店の衰退した寂しいまちになっていってしまうのではという危惧があります。大きなスーパーとかホームセンターにはそれなりの魅力はもちろんあるのですが、地元商店が将来にわたって元気に存続し、設楽町が活力あるまちとして永らえていきますよということを意識にもちよっと置いていただきまして、バランスよく御活用いただければというふうに思います。

産業課からは以上です。

1 村松(一) とても前向きな意見ありがとうございます。そのような業者も、これから参入してきて、より利便性を高めてくれるといいと思います。

一つ、前回もほかの議員の方も示していましたが、徒歩500メートル以内で商店がない地域、それから、健康寿命を延ばすためにも、認知症対策のためにも、町民の方もそうやっておっしゃっていますけれども、自力で買物する、そういう

ことは必要だと言われてはいますね。買物代行だけじゃなくて、自ら、そういう商品を選ぶ、買物する、その喜びとか、その満足度を高めさせるということも、これからの町政には必要だと思いますので、ぜひ、これからも真摯に考えていただき、よりよい方向を探っていただければと思います。

それでは次の質問に行きます。

公共施設の跡地利用についてです。令和6年3月に閉校した津具中学校の跡地利用の現状を伺います。

令和5年6月議会で私もそのことを質問しましたが、今の状況を教えてください。

さらに、参入業者、もしもそういう業者がいた場合のネット等の通信回線を4Gから5Gへの切替えを町としても推し進める考えはありませんかというお願いでございます。そうすると、希望する業者も出てくるんじゃないかということで、この点に関しての質問をします。お答えをお願いします。

教育課長 それでは、教育委員会から、3番目の「公共施設跡地利用。令和6年度3月で閉校した津具中学校の跡地利用の現状」の質問についてお答えいたします。

津具中学校の跡地利用については、地域の皆さんと一緒に考えていただくことが必要と考えておりますが、現段階で検討委員会のような会議を開催した経緯はなく、委員の選考も行われていない状況です。今後、地域の皆さんと一緒に考えていく中で、地域で利用するのか、事業者に貸すのか、事業者に貸す場合、1事業者なのか、複数事業者なのか、使う事業者によって施設の整備の仕方も変わってきます。その施設整備をどこが行うかなどの跡地利用の方向性によって検討をしていきます。

また、令和7年度に開催されるアジアジュニア・オリエンテーリング選手権の実行委員会から、大会期間中に設けられる大会参加者やスタッフが開催地の伝統や文化等を体験するレストデーというイベントの相談を受けております。そこに津具中学校を会場とした体験コンテンツや食事の提供、町民との交流ができるよう企画を検討して地域の活性化も目指しております。

「ネット等の通信回線の、4Gから5Gへの切替えを町として推し進める考えはありませんか」ということについてですが。

跡地利用の検討に入っていない状況なので、どのようなケースを想定し、通信インフラを高度化していくのか現段階では分かりませんので、公共施設の跡地利用を進める上での目指すべき方向やその達成すべき課題の協議を進める段階で、脆弱な通信網ということであれば、その時点で実現に向けての可能性を検討するのを始めるべきだと考えております。まずは跡地利用についての議論を進め、4Gから5Gへの切替えが必要と判断されてから進める形でもよいのではないかと考えております。

以上です。

1 村松(一) 跡地利用の件については、地区の方、それから業者の方、どのように進

めるかというのは、今後ちょっと早急に進めていかなければいけないと私自身も思っていますので、それはまた後日にしたいと思います。

4Gと5Gの件ですが、メリットとデメリットがあることも私も承知しております。愛知県には僻地はないよと、昔教育関係者の方にそうやって言われた方もいるのですが、実際、通信網においては十分な僻地状態であると私は認識しておりますので、そのことは、これからまた総務省とか国にも働きかけていくことも必要なので、この件については終わります。

跡地利用については、一つは、やはり業者さんもいろいろお試しオフィスとか、そういう事務所とかいうやり方もいいんじゃないかと思います。3か月とか半年間とか、実際に跡地を利用して見て、うまくいかなかったらそれはもういいですよ。できたら、この次、利用させてもらおうかなっていうふうなことも検討していただくとありがたいなと思います。この点については、時間の都合上、終わらせていただきます。

4番目です。

災害時等において、最近では落雷とそれから停電の被害がありました。そのときの非常時の役場や支所の職員による窓口対応についてお伺いします。

ちょっと場合によっては、もう少し真摯に相談を聞いたり、住民に寄り添った温かな対応をして欲しかったなという御意見もちょっと伺っております。そういう職員のためにも、ちょっとこんなこと言うのは私は失礼だと思いますけども、研修なんかたくさん進めていると思うんですけども、OJT研修——オンザジョブトレーニング、そんな研修もどんどん進めてほしいと思います。この点についていかがでしょうか。

総務課長 それでは、4番目の災害時の対応についてお答えさせていただきます。

8月5日の1時30分頃に役場横の無線の鉄塔に落雷がありました。隣接する自家発電装置、キュービクルにも雷が入り、役場への電気の供給が全てストップしたというようなことでした。それにより、住民票ですとか印鑑証明、戸籍、納税証明など、発行ができない状態となり、また広報無線も使えない情報状況でしたので、町民にはホームページや防災アプリを使って周知を図っております。

それでは、当日の窓口対応について御説明させていただきます。

通常の時停電では数分で復旧することが多いことから、対策に動き出すタイミングが非常に難しく、また初めてのケースであったため、窓口対応については迅速な対応がとれたわけではありません。ですが、町民課及び財政課職員に対し、来庁者を窓口で待つのではなく、キャノピー、いわば玄関先に出て、来庁される一人一人に声をかけ、用件を聞いた上で状況の説明と諸証明の発行ができない旨を丁寧に説明するよう指示を出し、対応を行っております。

当時の対応で町民からの苦情は特に受けておりませんが、経験したことのない非常時でしたので、来庁される住民に寄り添った対応が今回はできたのではないかと考えております。

また、今回の落雷で広報無線が使用できなかった反省を踏まえ、今後あつてはなりません。同じような事態が発生した場合には、前回の対応に加え、4台ある広報車による周知を行う予定であります。

続いて、実効性のあるOJT研修の件ですが、町職員のスキルアップのため、OJT研修に限らず、役職に応じた階層別研修を行っています。この研修には全ての職員に受講していただいております。そのほかには、政策、法務能力、実務能力、コミュニケーション能力など、業務遂行に必要な専門的な知識、技能を身につけるための専門研修がありますが、これは希望者を募って受講していただいております。職員の方々には、専門研修も積極的に受講して個々のスキルアップを図っていただきたいと思っておりますが、多くの業務を抱えながらの受講になりますので、なかなか希望者がいないのが実情であります。

以上でございます。

1 村松(一) 災害時の対応の件は分かりました。本当に、そのときですが、広報無線使えない、それから、じゃあ防災アプリがあるからそれを見てくださいと言っても防災アプリの加入率はまだ低いですよね。ですので、本当に情報が来なくて困っているお年寄りの方とか、そういう方は必ずいらっしゃいますので、そこに対するケアを今後とも考えていただきたいと思っております。広報無線の車、走らせてもよかったんじゃないでしょうかね。

役場職員の研修ですが、日々なかなか、自分自身も研修はするんですけど、その効果が、そのときにはあるんですけども、そのあと実践に生かされないというもどかしさを感じております。それを受講者が本当に必要性を感じて受け止めていくという研修がやはり必要かなと思っております。その積み重ねが、よりよい町政になるし、町民の方が役場へ来ればいろんなことも相談してもらえるし、真摯に対応してくれる。役場職員としては余り来庁者来てもらっては困ると思っております。でも、相談したくなるような気持ちにさせるということが、町職員に求められていると思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

もう1点、ちょっと言い忘れましたが、ここで並立して述べるものではないかと思いますが、南海トラフ地震や風水害の対応のために、町と住民とが一体となった防災安全訓練を実施、各地区でやればいいかなと思っております。新たな情報とか新たな知識が必要なことが今出てきております。私自身も古い考えのところで取り組んでいるところもありますので、この辺の考えを町の体制をお伺いいたします。

総務課長 それでは、今、御質問のあった、防災安全訓練についてお答えさせていただきます。

町と住民と一体となった防災安全訓練の実施につきましては、毎年4月の区長会で区長さんに説明を行い、改めて各行政区に対し合同の防災訓練への参加の呼びかけをしております。今年度につきましては参加の意向を示した行政区はあり

ませんでした。ちなみに昨年度は神田区と合同で防災訓練を行っているという実績がございます。

それで本年度ですが、本年度の防災訓練につきましては、巨大地震を想定し、発災から 24 時間以内の職員の行動訓練を中心に行いたいと考えております。今回は被害想定や訓練内容を職員には事前告知せず、ブラインドシミュレーションの訓練を予定しております。このように実践に近い訓練を行うことで、職員の参集時間の把握ですとか、各課における問題点の洗い出しを行い、今後の体制の見直しの参考にしていきたいと考えております。また訓練開始時には、広報無線で地震発生を想定した放送を流す予定でありますので、町民の皆様や各行政区につきましても、これにあわせて安全行動ですとか、避難、災害時要支援者の対応等について再確認していただき、議員の言われます高齢者や障害者への対応を含め、ぜひ、各区にある自主防災会で検討していただきたいと考えております。

来年度以降の防災訓練につきましては、各行政区に訓練参加の意向を事前に調査を行い、町全体で住民参加型の訓練が実施できるよう検討したいと考えております。

総務課からは以上です。

1 村松(一) ぜひ、住民参加型の訓練、よろしくお願いします。

次に行きます。5 番目です。

津具総合支所の来年度、宿日直廃止に伴う施設利用に制限がかけられるのではないかと不安があります。それに対してお答えください。

例えば、休日夜間利用。職員がいないと各種会合が開催できないのではないかと。公共施設の適正管理、床面積削減によって、津具地区では支所が大切な施設になっている、必要な施設になってくるといふ。必要度も増しているといふことがあります。しかしながらそれとのちょっと食い違いがあるんじゃないかといふところがありますので、その点に関してお答えください。

総務課長 それでは、支所の宿日直廃止に伴う施設利用に制限がかけられているのではないかと、ということでございますが。

まず、津具総合支所の会議室の利用状況について御説明させていただきます。

これまでの利用状況を見ますと、休日、夜間に会議室を利用している団体として、ロコモ予防体操教室が2か月に1回、土曜日に利用しております。そのほかには、学校の先生方の会合、これは夜間が多いようです。この2つが主な利用になっております。そのほかには、団体、あるいは個人が不定期ではありますが、年数回ある程度でございます。

議員がおっしゃるとおり、支所での会合は職員がいないと会議室の利用はできなくなります。しかし、地区内には代替の施設として、例えばロコモの皆さんであれば、津具保健福祉センターですとか基幹集落センター、あるいは活性化センターなどの集会施設が利用できます。学校関係の先生方であれば、学校の空き教室を使っただけだったり、基幹集落センターの利用もできます。このように、会

合や集会を行うのに、支所以外の施設も十分利用可能でありますし、支所の休日、夜間の利用はできなくなりますが、平日昼間の開庁時間内の利用は今までどおりできます。ただ、公共施設の鍵の貸し借りをどうするかとか、職員が不在となったときのセキュリティー対策などを含めた問題点を現在検討を進めております。今後、決定次第周知を図ってまいりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

総務課からは以上です。

1 村松(一) そういうことで不都合のないようにしてくれるということの確約ができれば、私は何も問題ないと思ひますので、その点お願いします。地元の町長さん、どうでしょうか。

町長 今、課長が申し上げたとおりでありますけれども。私ども設楽町、津具だけではありません。公共施設のない地域もありますので、そういう意味で、合併 20 周年という、そういう年にあたりますので御理解いただきたいと思ひます。

1 村松(一) どんなときでも町の職員が対応し、鍵の管理や運営ができる体制を整えてくださるといふことが、やってくれるといふことだと私は信じておひますので、質問を終わります。

町長 土屋町長そういう約束をしておるものではありません。今でも地域で管理をしている所はたくさんあるわけありますので、そういった御相談をこれからしてまいります。

1 村松(一) いろんな施設があるといふことが分かりましたので対応をよろしくお願いします。

では、次に行きます。

6 番です。6 点目です。最後になりますが、保育園統合問題、清嶺保育園と田口宝保育園の統合、将来の名倉保育園、津具保育園を含めての 1 園構想と、移住定住政策との矛盾があると受け止められていますが、町としての今後のビジョンを明確にしていきたいと思ひます。例えば、未就学児を持つ、これから持つであろうといふ世代の方は、保育園が自宅から離れてしまうことへの受け止めをどう考えていますか。地区の特色を生かした保育園の良さをもっと出していいんじゃないか。保育士等の人材確保のための工夫、努力はされていると思ひますけれども、その点について、今後の見通しを示していきたいと思ひます。

町民課長 はい、私のほうから保育園についてお答えをいたします。

町としては、将来は保育園の 1 園化を目指しております。住民にとっては、今ある保育園をそのまま維持して保育をすることが望ましいことは理解してありますし、当初は現状の 4 園で運営を考えていました。しかし、保育士が不足している状態であり、町としては県内の保育士育成の大学や専門学校の訪問、さらには人材派遣会社に相談をして保育士確保のための対策をしたところですが、有効な解決策はなかなか見つかりません。現状では保育士の人数に限りがあるため、例えば、より保育の充実のために保育時間帯の延長などができる状況ではありません。また、来年度からは未満児の配置人数の基準が変更となり、現状の未満児 3

名に対して保育士1名の配置から、未満児2名に対して保育士1名の配置となるため、さらに保育士が必要となります。会計年度任用職員の保育士の協力を得ながら運営をしていきますが、保育士数はぎりぎりとなっております。また、園児にとっては多くの友達と過ごす集団保育の実施も重要な項目となっておりますが、少人数の保育園では実施しにくい状況となっております。このようなことから判断して、将来は1園化を目指すことが最もよい方法と考えて今後進めていきます。

また、現在策定中の、第3期子ども・子育て支援事業計画でも、保育園の町内1園での運営について記載する方向で考えております。計画の中で1園化にする時期については、各保育園の園児数が10名程度となり、集団保育の実施が困難な時期とする予定です。

園児の送迎は基本的には家族の方をお願いしたいと考えていますので、通園距離が遠くなる保護者の方には負担が増えることになるとは思いますが、延長保育の充実などのサービスの向上に努めていきます。

さらに今後は、これまでの各園で実施してきた特色ある保育を、できる限り、引き継ぐ保育所運営を目指していきます。そのためにも、先ほど説明をいたしました保育士不足について、引き続き対策を進めて、現行の町の単独事業である保育士試験支援補助事業等も活用して、保育士確保のための取組を強化していきたいと考えております。

町民課からは以上です。

1 村松(一) 今年度保育士を4名募集するということは要綱に書かれていたと思います。4名というのはかなりの人数、全国的にも保育士不足ですので難しい状況であることは承知しております。ですので、大学への幼児教育課程の積極的な働きかけをもっと行ってもいいんじゃないか、さらには豊かなこの自然である設楽町で伸び伸びとした子育てをしたいと願っている保護者や保育士さんが連携できるような試みをもっとやっていいんじゃないかと。もちろん給与面で優遇することは大事だと思います。賃金アップも必要でしょう。ですので、そういうことも含めて、本当に保育行政、まだまだできるんじゃないかと私は思っておりますし、そういう声も若い世代からも聞いておりますので、ぜひここで一つ、もうちょっと一歩踏み込んだことをしてほしいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

町民課長 はい。先ほど、保育士不足というのは私が説明したとおりですが、学校や何かに訪問をしても、例えば、保育士になろうという学生さんが以前よりもかなり少なくなっているという現状等もあります。ですので、保育士不足、今後も将来、確保はなかなか難しい課題だとは思いますが、一つ一つ、解決できるように取り組んでいきたいと考えております。

1 村松(一) 丁寧な回答を頂きましたが、まだまだ項目によっては納得できない部分もあります。ですので、次回、一般質問等で詳細部分については継続して質問していきたいと思っております。今後とも設楽町をより良くするために、職員と議会と住民たち、皆さんで協力していきたいというのは私も願っておりますので、よろしく

お願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これでは、村松一徳君の質問を終わります。

お諮りします。もう一つ、入れたいわけですがけれども、時間が 10 分ほど、12 時を回る可能性がございますが、午後の日程で調整をしたいと思いますと思いますが、そういう形で入れさせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 継続してやるということ。よろしいですか。

議長 それでは、次に、8 番田中邦利君の質問を許します。

8 田中 質問通告に基づきまして、一括方式で質問しますのでよろしくお願いをいたします。

質問通告 1 「会計年度任用職員制度の処遇改善について」質問します。

会計年度任用職員制度は、各自治体において任用されていた臨時職員の適正な任用・勤務条件を確保するためとして、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により令和 2 年 4 月 1 日から導入されたものであります。

地方公務員の給与については、一般社会情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならないこととされており、地方公務員法が適用される会計年度任用職員の給与についても、常勤職員と同様に適切な措置が講じられるべきと理解されています。

ところが、愛知県内の少なくない市町村において、本来、昨年度に実施されるべきであった会計年度任用職員の給与改定が置き去りにされていた実態が、4 月 8 日付の中日新聞一面トップによって明らかになりました。「正規公務員が賃上げされているのに非正規公務員は対象外で『格差をなくして』」の報道によって明らかになりました。

愛知県知事は記者会見で、人事院や県人事委員会の勧告にさえ従わない市町村の対応を厳しく指摘して、「県内市町村もやっていたかかないといかんと思う。今後、県の方から実施してもらうよう、是正を県内市町村に促す」と述べました。

会計年度任用職員の制度は、女性の割合が高く、年収が 200 万円以下半数というジェンダー不平等かつ男女の賃金格差の象徴のような制度であり、不平等・格差を行政が助長しているようなものではないかと批判されています。これを改め、給与改定のための交付税措置、それから勤勉手当にかかわる自治法の一部改正、総務省事務処理マニュアル・総務省通知、期間業務職員の適切な採用にかかわる人事院勧告などを活かして、会計年度任用職員制度の給与と処遇改善に努め、町が地域の賃金、雇用環境の改善に貢献するような存在にならなければならないと思います。

ところが、いま述べた給与不改定やボーナス不支給の実態が少なくない市町村にあることから、以下、一昨年のおたくしの「会計年度任用職員の処遇改善について」の一般質問に続いてお尋ねするものです。

会計年度任用職員の配置について3つお尋ねをします。

1つ目、前回一般質問の答弁で、会計年度職員を安易に配置しないと書いていたが、任用職員が今2割にもなっています。短時間勤務職員も職員105人に対して、158人となっており、任用職員や非正規職員を安易に配置しているのではありませんか。

2、前回答弁で、任用職員の補助的業務の内容が具体的には明らかにされませんでした。業務内容と業務量がどう違えば任用職員の配置となるか、基準をお示しくください。

3、任用職員が生計維持を担っている実態は、前回質問後、把握できたのでしょうか。これは大事なことでありますので、ぜひ、把握してほしいと思うのですが、どうなっているのか。

以上、3点をお尋ねします。

次に、会計年度任用職員の給与手当について6つ伺います。

1つ。任用職員の給与表の増額に合わせた差額の4月遡及給付は行われているのか。その実施年月日はいつでしたか、お知らせください。

2、勤勉手当については遡って支給と答弁したが、そのとおり実施されたか。何人の任用職員が支給を受けたか。それは総務省マニュアルどおりか、お尋ねをします。また、支給対象は正規職員と同じ月数か。再任用職員に準じているか、お答えください。法改正の趣旨から逸脱した対応はないか、明確にお答えいただくものであります。

3、会計年度任用職員に時間外勤務手当は給付されているのか。実情の把握はどうなっているか、お示しくください。

4、新年度から正規職員と同様にボーナスが支給できるようになったと思いますが、任用職員ですね。パートタイム任用職員には出るのか。フルタイム任用職員にしか出ないのか、お答えください。

次に、退職手当ですが、新聞、国会質問によって、勤務時間を7時間30分にする事で意図的に退職手当逃れをする自治体があることが明らかになりました。当町では退職手当支給の条件はどうなっているか。また、パートタイム任用職員の勤務時間数は当町ではどうなっているか、改めて伺います。

5番目。今年夏の給与勧告、それから10月からの最低賃金引上げは任用職員には適用されるのか。適用対象を勤務時間数で区切ることはないのか、お尋ねをします。

6つ目。最後に再確認であります。くどいですが、フルタイム会計年度任用職員は設楽町にはないと、そういうふうに言っているそうではありますが、当町の任用職員には、そうすると退職手当もボーナスもないということか、お尋ねをするものであります。

次に、会計年度任用職員の正職員の切替えについて、2つ尋ねます。

1、一般会社では、5年間勤めたら正規職員になれるような道が開かれており

ます。そういうふうになっています。しかし、民間と違って、会計任用職員はそうではない。差別的な立場に置かれていると思われます。一定の勤務年数になったら選考試験を行い、正規職員の道を開くべきではないでしょうか。そう思いますが、どうですか。

2つ目、正職員は異動により様々な部署を経験し、幅広い知識をつけていくが、会計年度任用職員は補助的な限られた業務を行い、同じ部署で仕事を続けている。任用職員は正規の職員とは勤務形態が異なることを言って合理化しておりますが、それはそういう部署付けをしてきたためであり、正規職員にしないことの言い逃れにしか聞こえませんが、この点はどのような見解をお持ちでしょうか。

次、質問通告2、「町長は『日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名』に賛同を」ということについて質問をいたします。

8月20日、奥三河総合センターで、第4回設楽町平和祈念式典が開催されました。土屋町長は平和宣言を朗読し、小中学生代表は平和の誓いを述べました。挨拶した来賓は、当議会加藤議長をはじめとして、それぞれ平和の大切さや、戦争への道を進んだ戦前のあやまちを繰り返さないこと、核兵器廃絶などを、こもごも訴えました。

記念講演をした設楽町学芸員、渡邊俊也さんに、核兵器の人道的なむごたらしさを伝えるドキュメンタリー映画「人間をかえせ」の上映をおこなっていただきました。

いま、世界に目を向けると、各地で戦争が繰り返され、核戦争の危険を現実を感じる事態が起こっています。ロシアのウクライナ侵略では核使用の恫喝が平然と行われています。ウクライナ情勢や、ますます混迷の色を深める中東情勢、パレスチナ、イスラエルの対立、米露関係の悪化、北朝鮮の核開発や核保有国の増大など、国連事務総長がいうところの、核兵器使用の瀬戸際ともいうべき脅威にいま人類はさらされています。地政学的緊張や不信によって核戦争のリスクが過去数十年で最高レベルにまで悪化していると言われていのであります。

しかし、その一方で希望の持てる確かな核兵器廃絶の動きがありました。人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が国連会議で採択されました。すごいことであります。条約への参加は、いま、署名93か国・地域、批准、70か国・地域に到達をしています。この、国際社会における法的拘束力を持つ条約の発効は、被爆者を始め、核廃絶を求める人々の悲願でもありました。それが、核廃絶のためのプロセスも明確に示し、現実のものになりました。各国の署名・批准の前進が核戦争の脅威から人類、私たちを守る核廃絶の確実な一歩になっていくものと思います。

一方で、世界で唯一の戦争被爆国でありながら、条約への署名・批准を拒否し続け、締約国会議へのオブザーバー参加さえ行わない日本政府の対応は非常に残念であります。日本政府、日本国のリーダーこそ、核廃絶のために核兵器禁止条約に署名・批准するべきではないでしょうか。

そこで、以下3点お尋ねをします。

1、平和祈念式典で町長は、設楽町平和宣言を高らかに読み上げました。高らかに。平和宣言は、戦争のない社会の実現と核兵器の廃絶を掲げています。平和宣言の意義について町長の見解、所見はいかがでしょうか。質問をします。

2番目。第4回式典は、参加者が少し少なかったです。少し寂しく感じましたが。平和祈念式典や、平和行政をいろいろ考えて発展させていただきたいのですが、そのつもりはないか、お尋ねします。

3、2018年12月、町議会は、「『核兵器禁止条約』に署名・批准を求める意見書」を全会一致で採択しています。町長は、議会と歩調を合わせ、この際、日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准をするよう、同要請署名に賛同・署名し、これを国に求める考えはないかをお聞きしまして、第1回目の質問といたします。以上です。

総務課長 それではまず、会計年度の関係について総務課のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目。会計年度職員を安易に配置しないと書いていたが、任用が2割にもなっていると。105人に対して158人となっていて、任用職員や非正規職員を安易に配置しているのではないかという御質問です。

前回と同様、安易にということでの御質問なんです。業務の内容ですとか、必要となる期間、専門性などから総合的に判断して会計年度任用職員が望ましいと判断した際に任用しております。

会計年度任用職員は、月額報酬職員と時間給報酬職員の2種類があります。人数が増加しているのは、月額報酬職員が5名増加しておりますが、時間給の報酬職員の増減はほとんどございません。158人とありますが、1人が複数の仕事、例えば、保育士、学校支援員、児童クラブのように3か所を兼ねている場合は3人でカウントしますので人数が増えますが、実際の人数は132名です。また、132名の登録がありますが、勤務実績のない場合もあります。例えば保育士の勤務はあっても、学校支援員の勤務がなかったり、そういったいろいろなケース・バイ・ケース、いろいろな場合がございます。そういった場合があるということで御承知おきいただきたいと思います。

続きまして、前回答弁で、任用職員の補助的業務の内容が具体的に明かされなかった部分ということですが。従来から、会計年度任用職員は補助的業務を担う職として、業務内容と業務量、必要とする期間などを勘案して、また、所属部署内の職員配置の状況を踏まえて、正規職員ではなく会計年度任用職員が相応と判断したときに配置を行っております。正規職員は、毎年度減少した人数の補充を目標として採用していますが、例えば年度末間際に退職願が提出された場合、正規職員の補充が間に合わない場合に、会計年度任用職員を募集することもあります。また、多様化、複雑化する業務に従来の職員数では一時的に不足する場合などもございます。また職員の多忙化解消を図るために任用する場合もございます。

なお、町役場は短時間のお仕事を希望する方が働くことのできる数少ない雇用の場であることも任用する理由の一つと考えてはおります。

続きまして、任用職員が生計維持を担っている実態は、ということです。

実態調査は実際行っておりませんので、実際の数字は不明でございますが、社会保険に加入している月額報酬員であって、家族を扶養している者は複数いますので、その方が生計を担っているものと判断できると思っております。

続いて、任用職員の給料表の増額に合わせた差額の4月遡及の件でございます。

会計年度任用職員においても4月遡及給付は行っております。令和5年度の場合、令和6年1月31日に正規職員と同日に支給を行っております。

続きまして、勤勉手当について遡って支給と答弁したが、そのとおり実施されているか云々ということです。

御質問の、遡って支給との答弁については、会計年度任用職員の勤勉手当は、国の制度と同様、今年の6月から支給しており、今回の支給対象は29名でございます。

支給月数でございますが、正規職員と同様100分の102.5か月で年間2.05か月となっております。

法改正の趣旨から逸脱していないかということですが、支給対象は、任期が6か月以上のもので、週20時間以上、月額報酬8万8,000円以上のいずれにも該当する月額報酬員に支給しております。これは、令和2年度の制度開始時に支給していた期末手当の支給対象と同様でございます。

続いて、時間外勤務手当は支給されているのか、実情の把握はどうなっているかという御質問です。会計年度任用職員の時間外勤務手当につきましては、設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び同規則により、規定されております。割り振られました勤務時間を超えて勤務した場合に、その者に勤務時間1時間当たりの報酬額に加算をして支給を行っております。加算率についても正規職員と同様でございます。実態の把握につきましては、時間外勤務職員からの申告と所属長の承認によって把握をし、勤務月の翌月に支給を行っております。

続いて、新年度から正規職員と同様にボーナスの支給ができるようになったと思うが、パートタイム任用職員に出るのかという御質問です。

設楽町の会計年度任用職員は、パートタイム会計年度任用職員のみであって、ボーナスの支給については、制度が始まった令和2年度から月額報酬職員に期末手当を支給しております。本年度からは、先ほどの条例、規則の一部を改正し、今年の6月から勤勉手当も支給することとしております。支給率については正規職員と同様でございます。

続きまして、新聞、国会質問によって勤務時間7時間30分にすることで、意図的に退職手当逃れをする自治体があるということがあったが、そういったことはないかという御質問です。

当町では、設楽町パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の第3条において、1週間当たり38時間45分に満たない範囲とする旨の規定をしております。職務内容と職員の勤務可能時間として調整しておりますが、1週間当たり35時間勤務が最も長い勤務としております。先ほども申し上げたとおり、フルタイムの会計年度任用職員はそもそも存在しておらず、また御質問のような意図的に短くすることは行っておりませんので御理解ください。

続きまして、今年の夏の給与勧告で10月からの最低賃金引上げは任用職員に適用されるのかという御質問です。

昨年までと同様、時間単価が最低賃金以下となる場合、10月以降に適用しておりますが、御家庭の扶養の範囲内で勤められている場合、手取り額が増えて扶養から外れる場合は、職員側が勤務時間を減らすことも対応として考えられます。勤務時間数で区切ることは行っておりませんので御理解いただきたいと思います。

続きまして、フルタイム会計年度任用職員はいないということなので、当町の任用職員には退職手当もボーナスもないということか、ということですが。

ボーナスは月額報酬のパートタイム会計年度任用職員に支給を行っております。退職手当の支給はございません。

続いて、一般の会社では5年勤めたら正規職員にということですが。

一般会社の制度とは異なりまして、一定期間の勤務になった場合に正規職員になることはございません。正規職員の採用募集要件に該当すれば、ほかの応募者と同様に試験を受けることはできますし、応募を制限していることはございません。実際に会計年度から一般職に試験を受けて採用となった職員が今現在もいらっしゃいます。会計年度任用職員は、任用期間を毎年度更新を行っております。国の制度では、更新する際に公募することを前提としております。一般的な職員の増員が必要な場合に、会計年度任用職員を補充する場合がありますが、設楽町の場合、人事評価結果において、特に良好、おおむね良好と評価された職員は、任用期間を更新することとして、再度、試験を受けたりとか、そういったことがないように、安心して勤めることができるように配慮しております。

総務課からは以上でございます。

町長 2つ目の質問ですが、町長は、ということでもありますので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、平和宣言の意義について、ということであります。

唯一の被爆国であります日本にとって、戦争のない社会の実現と核兵器の廃絶はとても大きな意義を持っているものというふうに考えております。原爆を投下された80年前には多くの人命が失われただけでなく、幸いにも死にまでは至らなかったものの、被爆したために後遺症に悩むなど、多くの方々の苦悩が続いているというふうに認識をしております。こうした現状を見ますと、戦争は決して人類を幸せにするものではありませんが、残念ながら、世界ではウクライナをは

じめ、今でも戦争や紛争が続いております。

こうした状況を少しでも解決して全ての人々が平和に暮らせる社会を目指すためにも、平成 30 年 6 月に設楽町は平和宣言を行いました。紛争国に直接訴えることは難しいということでもありますけれども、こうした宣言が、国際社会などを通じて少しでも世界の平和に訴えることが、私たちができる、安全な暮らしを守ることにもつながるといふふうに考えております。

次に、「平和行政をさらに発展させるつもりはないか」ということであります。

設楽町は、平成 29 年までは、戦没者追悼式典として開催をしておりましたけれども、遺族の方々の高齢化などの理由により平成 30 年より平和祈念式典として新たにスタートしました。途中、新型コロナウイルス感染症の影響により開催ができなかった時期もありますけれども、今年度 8 月に 4 回目の式典を開催いたしました。先ほど人数が少なく寂しかったというお話もありますけれども、式典の参加者の中心は戦没者の方々の遺族の方となりますので、できるだけ多くの方が参加できるようにお声がけをいたしましたけれども、今年度の式典には 21 名の遺族の方に御参加をしていただきました。しかし、設楽町遺族会は令和 5 年 3 月 31 日をもって解散をしておりますので、遺族会の方の活動自体はできない状況というふうになっております。

平和への祈りは全町民とともに進めていくべきことと考えていますので、子供を含めて平和への意識が根づくような活動に結びつけていこうと思います。戦争体験者が減少する中で、いかに平和の意義を後世へつないでいくかなどは、新たな方法の模索も必要だといふふうに感じております。例えば子供への平和教育なども検討しながら平和行政を進めていきたいといふふうに思っております。

3 つ目の質問であります。批准を求めるつもりはないかということでもあります。

今から 79 年前に、広島そして長崎に投下されました原子爆弾が幾多の尊い命を一瞬にして奪い去りました。私たちはこの悲しい事実を見つめなおし、唯一の戦争被爆国の国民として、この悲劇を二度と繰り返さない、核兵器のない世界の実現に向けて取り組んでいかなければならないという思いは持っております。

条約は、核兵器によって引き起こされた被爆の現実を踏まえ、核兵器の非人道性を強調し、いかなる状況でも核兵器の使用、開発、所有、実験などを禁止しております。核保有国以外への核拡散を御抑止するための現在の核拡散防止条約から、さらに一歩踏み出して、全ての締約国に核兵器の安全な廃絶を求めていることは大きな意義だといふふうに認識をしております。しかし、条約への参加につきましては、これは国の専管事項であります。政府においては、より多くの国に核廃絶に向けた精神の賛同を得られるように説得、努力を重ねてほしいといふふうに願っております。

質問事項にありました、以前に議会で、全会一致で採択された、私たしかそのときに議会議員でありましたので、いかげんな気持ちで採択をしたわけではありませんけれども、私も時として町を代表する立場になったわけでもありますので、

このことにつきまして、国が国防であったり外交ということの上で判断をされることだというふうに認識をしておりますので、私がそのことについて言うということは控えたいというふうに思っております。

8 田中 以上で一般質問を終わります。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

お諮りします。休憩を取りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは12時前に終わりましたので、異議なしと認め、13時まで休憩としたいと思います。13時まで休憩としたいと思います。お願いします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番村松純次君の質問を許します。

2 村松(純) 2番村松純次です。議長のお許しを頂いたので、事前に通告いたしましたとおり、一括で質問いたします。

同僚議員の質問とかぶる場所もあると思いますが、よろしくお願いします。

まず初めに、「年功序列の早期見直しについて」お聞きします。

以前から町長は、役場の人事において年功序列というものを無くしていきたいとおっしゃっていました。私も同感です。年功序列のすべてが悪いというわけではありませんが、もっとやりがいのある仕事を求めている人も多いのではないのでしょうか。近年の目まぐるしく変化する社会情勢の中、定年間近になって役職に就くのではなく、もっと柔軟に対応していかなければ、なかなか新しいものや変化は生まれにくいと思います。

そこで3点ほどお聞きします。

一つ。人事評価及び個人の希望は人事にどの程度反映されているのでしょうか。

二つ。特に上下水道や建設土木などではもっと専門的な人材の育成をする考えはありませんか。

三つ。例えば企画のように新しい発想が必要なところには若い人を課長に置き、ベテラン職員を補佐につけるといったような考えはありませんか。

次に、「定住者を増やすために」についてお伺いいたします。

移住定住に対してこれまで様々な施策が施行され、また、各地域の住民や団体の方々が頑張っている課題に取り組んでいただき、移住者の方も目立つようになってきました。しかし一方で流出が止まっていないのも事実だと思います。また職場が設楽町内でも町外から通っている人は少なくありません。

定住者を今後増やしていくには、そういった人達や、これからの町づくりを担っていく若者たちが何を求めているのかを把握する必要があるのではないのでしょうか。

そこで2点ほどお聞きします。

一つ。例えば移住者の方には、移住してきた決め手は元より、移住してみて残念だったこと。転出される方や通っている人には、もしこれがあったら、こうなっていたら設楽町に住んでいたかもしれないことはありませんか、といったような、もう一步踏み込んだ聞き取りなどをして町政に反映させる考えはありませんか。

二つ。町長におかれましては、昨年に引き続き地区懇談会を今年も行っていただき、ありがとうございます。ただ、こういった場にはわりと年配の方が多く、同じ顔ぶれで同じ人が質問をしているといった印象が強いと感じている方は少なくないと思います。そこで、若い人や普段こういった場に出てこられない方たちの話も聞いていただきたいと思いますが、そういった考えや準備はありますか。もしあればどのような方法でとお考えでしょうか。

以上で、一回目の質問を終わらせていただきます。

総務課長 それでは、「年功序列の早期見直し」ということで、1点目について、まず、総務課からお答えさせていただきます。

まず、人事評価及び個人の希望は人事にどの程度反映されているかということですが、毎年2月に自己申告書というものを全職員に提出していただき、異動希望をそこで把握しております。

自己申告書では、現在の仕事の量ですとか質、適性、やりがいや成果、自分が思う仕事の振り返りを記入していただき、異動を希望するのか、それともしないのか、必要があれば異動してもよい、この3択から選んでいただくことで、異動の希望を把握しております。

それでは、そういった希望をどの程度人事に反映しているかということですが、人事上のことですので、数字をお示しすることはちょっと控えさせていただきたいと思いますが、人事を行う上で一番の重点を置いているのは、もちろん本人の希望を尊重しつつ、課での在籍期間、異動希望先の状況、職員の育成、移動することでの仕事へのモチベーションの向上、課の活性化、職員間の人間関係も人事異動を行う上で考慮しております。

そのように多くの要因を考えながら人事を行っておりますので、本人の希望どおりに移動させてあげたいのですが、そうもいかない事情もあるということをお理解いただきたいと思います。

続いて、特に上下水道や建設土木部に専門的な人材を、ということですが。議員がおっしゃるとおり、上下水道や建設土木は専門性も高く、知識も必要であります。また、その部門に限らず、介護や障害などの社会福祉分野、まちづくりの分野においても専門性が高く、知識も必要となっております。それぞれの分野に専門的な人材の配置ができれば、本人にとっても強みになりますし、課の事業を安定的に遂行できるメリットにもなります。逆に専門性を高めることで、異動になったときに応用がきかず働きづらくなるというようなデメリットも考

えられます。

それでは、現在の一般職員を専門職として育成してはどうかということでございますが、限られた人材を、将来を見据えて多くの課を経験してもらうことで広い視野を養っていただき、将来、町職員の中核を担う人材の育成が第一優先であると考えております。専門性を持たせた人事配置は、今の現状ではなかなかちょっと難しいのではないかと考えております。

続いて、企画のように新しい発想が必要なところには若い課長を置き、という御質問ですが。まず課長職の職務、責務についてちょっと述べさせていただきます。

もちろん課長は課を統括する管理職として、仕事の指示ですとか事務事業の進捗管理、部下の育成を行う必要があります。それらを行うには、常日頃から部下とのコミュニケーションがとれていることが前提となってまいります。さらには、課を越えた他部署との調整も必要になりますし、部下の体調管理にも気を配る必要があったりと、管理職として目に見えない部分への配慮も必要になってきます。

議員がおっしゃる、「若手職員を課長において」ということですが、年功序列の昇格が当たり前になっている中で、やる気のある職員を昇格ということは本人のモチベーションの向上にもつながりますし、部下のやる気を向上させるメリットにもなります。反対に、自分より先に部下が昇格することで、本人の仕事へのモチベーションを下げってしまうこと、若手職員に新たな経験を積む意欲を減少させたり、それらが進めば、早期退職者を誘発する原因にもつながる可能性があるということもあろうかと考えられます。

それらのメリット、デメリットを踏まえて、年功序列を見直すための検討は、今後の人事を考える上で必要なこととして認識はしておりますが、行政サービスを維持するためには、職員数を確保する必要もありますし、役職が逆転した場合の給与の問題、それに対応した法規整備、職員の意識を変えていく必要があるため、すぐにはできないことを御理解いただきたいと思います。

総務課からは以上です。

町長 最初の質問について、私から少し申し上げたいと思います。

人事評価というあたりは、今課長が申し上げたとおりでありますけれども。

次の、「上下水道、土木に特化をした」ということでもあります。北設3町村の町村長さんとお話をする中で、やっぱり、この部門の職員が大変とれないということで苦慮しているということというのは共通の認識であります。その中で、少しここに特化をして職員募集をしてみようというお話もお聞きをするのですが、県もこれをやってもなかなか職員がとれない状況ということだそうです。新城市さんでも昔ちょっとこれをやったことがあるということですが、やっぱり採用に至らなかったという経緯があるので、なかなかやるのは難しいなというふうに思っているところです。

先ほど、前の議員さんの質問の中で、例えば、保育士さんの給料を上げたらど

うだというお話がありましたけども、公務員の世界で、私はどの職場が偉くてどの職が偉くないというのはないと思っています。ですので、そこだけ報酬を上げるというのは、例えばこの土木であったり、水道の担当する人の給料を上げたら来るんじゃないかという考え方はあると思いますけれども、それはやっぱり私は違うと思っていますので。決して、どこの課の方の給料は安いだ、高いだということなく一律になっておりますので、その中でどうしていくのかというのはこれからきちんと考えていかななくてはならないというふうに思っております。

ただ私、やがて3年になりますけれども、公務員の在り方ということで、時代の流れには合っていないなというのは本当に感じております。時代の流れの中にあつて、公務員の制度であったり給与体系というのは私の中では、合っていないなと思う部分はかなりありますが、長年、何十年もかかって積み上げてきたものでありますので、なかなか簡単に直らないというのも事実です。

そんな中で、年功序列じゃなくしたいって、私、本当にそう思っています。年功序列じゃなくしたいなと思っていますが、例えば、来年上げるのは簡単です。私がこの人とこの人を課長にしましょうと言えば上がります。上がりますが、それは多分職員から見たときに、私のひいきというのか、私の個人的な思いの中で上げているのだとしか見えないと思います。それではやっぱり駄目です。駄目ですので、多くの職員が納得する形で上がっていかなくては駄目だというふうに思っています。ですので、少し私が職員に言っているのは、職員同士で少し評価をし合ってみたらどうかということです。人の評価というのは、自分でするものではなく人がするものだというふうに思っていますので、職員同士で人の評価をし合ってみて、そこから始まるんじゃないかということで提案をしているところですが、なかなかこれもできないのも事実です。

それから、上げることは簡単なのですが、公務員の規則の中で降格させるのはかなり難しいです。その降格のところをどうしていくのかという、これはやっぱり職員全体の理解がないとできない話ですので、少しそのところの意識を変えて、上がれるけども下がることもあるということを少し理解をしていただく必要があると思っていますので。でもなかなか、私2年、3年近く、毎回この話を職員にはしますが、なかなか簡単ではないということですが、諦めてはおりませんので諦めることなくやっていきたいというふうに思っています。

企画ダム対策課長 次の御質問の、「定住を増やすために」というところです。まず、①の回答をしていきたいと思えます。

移住定住施策を進める上で、移住者や、移住を諦めた方、または転出者の声を参考にし、施策に反映させることが必要であると受け止めております。また、町の移住政策を活用して移住された方については事前に企画ダム対策課に相談していただいております。その中での制度や生活環境を含めた地域の文化等を御説明しております。また、移住の意向や補助制度等の公的サポートに関するニーズなども併せて伺っており、今後の施策を考える上で参考にしております。

議員が御質問いただいた、移住検討の段階での意識調査はできていると考えておりますが、移住した後の思いや、例えば、理想と現実のギャップなどを確認する場は設けていないのが現状であります。

次に、もう一步踏み込んだ調査を行うという点ですが、移住者のニーズを把握して施策に反映させるための手段として理解していますし、限りある財源を有効的に活用し移住施策として展開するにはどんな移住者に来てもらいたいのかを明確にしていく必要があると考えています。

議員も御参加いただいておりますが、今年6月に実施した第7回アウトドアカレッジでは、「移住定住について語らおう」というテーマを掲げ、各地域の移住定住を推進する組織や実際に移住された方も参加し、情報交換や情報共有の場として対話のできる場を持つことができてきました。移住定住に特化して定期的で開催しているものではございませんが、今後このような取組を継続していき、町民の皆さんと協働し、移住施策をともに考え、まちづくりに生かしていきたいと考えています。

また、データとしては古くなりますが、令和元年に愛知県立大学との連携により行った「移住・定住に関する補助制度等の公的サポートについて」の意識調査の結果について少し触れさせていただきます。

その中の設問で、「移住・定住に際して公的サポートの充実を考慮したか」に対し、考慮していないという回答が過半数を占めておりました。移住定住を促進する上での公的サポートの充実は、当町への移住定住を選択する理由に直結しているとは考えにくいようです。一方で、人間関係の満足度と移住定住意向という点では、関連性が認められ、職場の人間関係や近所付き合い、または友達や恋人など、複合的な人間関係に対する満足度が高いほど、移住定住の意向を持ちやすいという結果が出ております。

このような結果を踏まえ、設楽町が移住定住先として選んでいただくためにも、何回も当町に訪れていただき、この地域を知ってもらい、設楽町に住む人を知ってもらい、そして良好な人間関係を築いていただき、地域づくりの組織やその地域に住む皆様と一緒に取り組んでいくことが重要だと考えています。

また、転出者への調査については昨年まで行っており、窓口での転出手続の際、提出する理由等のアンケート調査を行っていましたが、理由の傾向としては、仕事の都合や学業上を選択する方がほとんどであり、定住施策等のサポート内容に関することや居住環境に関するものを選択される方はほとんど見受けられませんでした。

次に、②のほうを回答します。

昨年12月から地区懇談会以外での意見交換会や情報共有の場として、アウトドアカレッジを毎月開催しております。設楽町におけるアウトドアの定義として、「野外における活動全般」と位置づけ、今ある設楽の暮らしを守り、育て、引き継いでいく場として、毎回テーマを決め、町内外問わず、御関心のある方に御参

加いただき、対話していただいております。始まったばかりですので、アウトドアカレッジの趣旨が浸透していない部分もございますが、テーマにかかわらず、毎回参加してくださる町民の方や高校生の参加もございますので、引き続き新たな交流、そして対話の場ができると実感しています。

また、9月に予定しているアウトドアカレッジと建設企業展を合わせたイベントや、11月に予定している——8月にちょっと流れちゃったんですけど、設楽夜市なども町民の皆さんと気軽に語られる場として開催していくように考えております。

このような新しいチャレンジが、みんなが主役の住民協働のまちづくりにつながっていくと考えていますので、今後とも御理解、御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

2 村松(純) ありがとうございます。町長からは、全く僕も同感であります。ありがとうございます。ただ、給料だけではなくて、やっぱりやりがいを求めている方も結構たくさんいらっしゃいますので、少しずつでいいので、また進んでいってもらえるとありがたいと思います。

あと、なぜ専門的な人材が必要ではないかというところなのですが。最近、職員さんの負担の軽減でということは分かるのですが、コンサルタントに丸投げすることがよく見受けられると思うのですが、丸投げになってしまって、職員の方がある程度やっぱり突っ込めないとまずいのではないかなというところから、専門的な人がいるのではないかという質問をさせていただきました。

あと、移住定住のほうの関係で、アウトドアカレッジのほう、盛んにやっていたいただいてありがたいことですし、今までとちょっと変わった感じの人たちが参加しているのも、私も見て分かっています。ただ、わざわざ転出先とか転出される方とかのアンケートではなくて、住民の方と日常会話の中から情報をたくさん集めてくるような。要は地域の催し物とかイベントなんか職員の方も積極的に参加してもらって、ふだんの会話の中からそういう情報をもう少し集められないかなということをおもったところです。

どちらのことも言えることですが、そうやって吸い上げてきた情報をやっぱり、さっきも同僚議員の方からあったのですが、縦ではなくて、横の課同士で共有して今後また町政に生かしていただきたいと思います。

町長 おっしゃるとおりだと思っております。移住定住については、だんだんと地域の方が独自に立ち上がるという雰囲気が出てきました。清崎もそうですし、名倉も、そして田口でも、田口カルチャークラブだったかなという方が、移住に直結するという事ではないですが、津具でも、どっこいの皆さん、一生懸命やっています。津具の場合は移住に少し特化をした形で始めたものですから移住に特化していますけれども、そうではなくて、地域の若い方が自分たちの地域の将来を見て、どうしていこうという話をされて、その下にいろんな活動

をしていただけることこそが移住につながるものだと思っておりますので、大変楽しみにしております。

それから、特定地域づくり事業協同組合というのをやっております、その中で興味を持たれる方がかなりいるということです。その中で、試しに住んでやってみたいというようなお声はあるというふうに聞いております。そのときの住居という点も少し問題になっているという認識は持っておりますので、使わなくなった公共施設の有効利用ということも含めてそんなことをこれから考えていければなというふうに思っています。それが移住定住につながればというふうに思っております。

そして、懇談会ですが、毎年、言われるとおり大体同じような顔ぶれの方が御参加をいただいている状況です。もっと多くの方御参加いただければいいなというふうに思っているところです。

次にも同じ私の公約に対する質問がありますので、そこにも関わる話でありますけれども、一番やりたいのは、町の今の現状と将来を一緒に考えたいということです。それには、将来の財政の推計とかもお示しをさせていただく中でやっていきたいなと思っておりますので、そこについては少しできたかなと思っておりますけれども。私、議員を14年やりましたが、14年の中で将来の財政の推計というものもお示しをいただいたことは一度もありません。一度もありませんでしたので、私自分で質問したことがあります。将来の財政の推計はどんなふうになっているかという質問をしたことがあります。その推計を、今皆さんにもお示しをさせていただいています。皆さんにも、こんなふうにならないようにということで財政の推計をお示しさせていただいていますので、その中で、どうしていくんだというお話を皆さんとしたいと、議員の皆さんとしたいと思っております。ただ、何とかやらないとだめじゃないかって、私もやれるものなら全部やりたいですし、できることなら何でもやりたいです。やりたいですが、将来を見たときにその中でどういう選択をするのかというのが一番大事なところですので、ぜひそういった御提案を頂く中で一緒にお話ができればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2 村松(純) ありがとうございます。ぜひ私たち議員も、職員の皆さんも一緒に、やっぱり設楽町を盛り上げていきたいと思っておりますので、今後もよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議長 これでは、村松純次君の質問を終わります。

議長 次に、6番金田敏行君の質問を許します。

6 金田(敏) 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

2021年令和3年10月17日の設楽町長選挙において当選されまして、早いもので今年10月で3年を迎えようとしている土屋町長であります、この3か年の

土屋町政の評価を元同僚議員としてお伺いします。

町長が当選されてから、この3か年にはいろいろなことがありました、道の駅したら開場、設楽ダム工事の完成時期延期並びにダムを利用した小水力発電の前進、ダム関連事業の付替道路工事の着実な推進、田峯小学校と田口小学校の統廃合、津具中学校と設楽中学校の統廃合、田口宝保育園と清嶺保育園の統廃合に向けた問題、学校給食センターの基本計画などなど、多くの諸問題に向けて御尽力されてきたことは我々も認めざるを得ませんが、町長及び職員の尽力に対し、この場を借りて感謝の意を申し上げます。

さて、選挙時の公約事項には大きく分けて5つの項目が当時のリーフレットに提示されておりました。3年前のことですから、今日の町の情勢を予想出来なかったことも多々あるかと思いますが、その時の公約内容は次のとおりでした。

①設楽ダム事業確約事項の着実な履行、②地域資源を最大限活用した産業振興、③ダム完成後を見据えた行財政改革、④町民が安心して暮らせるまちづくり、⑤子育て支援、教育環境の整備の5つでありました。この公約の中にはそれぞれの詳細な内容が含まれていますが、この公約実行の評価についていろいろお聞きします。

まず問1として、3年前の選挙公約の実行について町長個人の評価はいかがかお聞きします。町長は常々、評価というものは他人がするもので、自分がするものではないと言われますが、自己評価で結構でございますので、ここで御答弁をお願いしたいと思います。

これにて1回目の質問を終わり、自席にて追加質問をさせていただきます。

町長 はい、質問に答えてまいろうと思っているところでありますけれども、3年前の選挙公約の実行について、私の個人の評価ということでありますが。その次からの質問が、個々の公約に対する事業の実施状況ということでありますので、こちらを先に答えさせていただいた後に、最後に、私自分の中で総括をして答弁申し上げたいと思いますのでよろしくお願ひします。また、状況につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただくことがありますが、そののちに私なりのお答えをさせていただきますのでよろしくお願ひします。

6 金田(敏) はい。先ほども申し上げました、これが選挙当時のリーフレット、パンフレットっていうんですか。リーフレットですけれども、ここにもはっきり書いてあります。

それでは質問2として先に進めさせていただきます。

この中に書いてある公約の3番、公約の3のところ、「ダム完成後を見据えた行政改革」とありました。その中にありました、住民の皆さんとの対応の充実で、今年も7月17日から清嶺地区を皮切りに行われています地区懇談会での意見、要望には様々なものがあるかと思ひます。その全てを実行するのは到底無理だとは思ひますが、町長の今までの地区懇談会での問題、意見、要望等に対して、町長のお考えをお聞きします。

財政課長 私の方から、問2について、財政的な観点から御説明をさせていただきます。

地域懇談会では、身近な問題、今後を見据えた課題など、様々な御意見を頂いております。財政課としましても、すぐに対応が必要なことはできるだけ早期に対応していきたいと思っておりますけれども、中には各区で出た意見ですけれども、やっぱり町全体の課題として捉えるべきものがあり、さらに限られた予算でありますので計画的に実行していきたいと思っております。

懇談会の中で中長期的な財政計画の話をしているわけですが、計画では人口減少などにより町税等の歳入減を見込んだ結果、9年後には歳入が15億円の減と今現段階ではなっております。やはり、このことを踏まえますと、歳出事業を、これまでと同様なことをしていれば財源が不足し、新たな財源の確保ができなければ、歳出を縮小せざるを得ない状況になります。歳出削減となれば少なからず町民の方にも影響、御負担が生じてまいりますので、職員だけでなく、地域の方々に町財政の状況を知っていただくために、町長の方から話をさせていただいております。

10年後を見据えた事業の見直しというところもあるのですが、現在の中期的な財政計画なのですけれども、令和8年度にダムが完成するものとして作成しておりますので、ダム完了が令和16年度までに延長となりましたので、現在、担当部局のほうで令和16年度までの設楽ダム水源地域対策特別事業等の見直しを国、県と協議していると聞いておりますので、そのことを踏まえて、また財政計画を見直したいと考えております。

以上です。

町長 私がたくさん公約を挙げた中で一番やりたかったのがこれです。私、ずっと議員を14年やっているあいだに、住民の皆さんと懇談する機会が本当に少ないなという思いを持っておりまして、少し将来の財政的なところも踏まえて、先ほども少し答弁をさせていただきましたけれども、現状と将来の推計の中で、どういう将来を迎えていくのかというのを一緒に説明をする中でお話をさせていただきたいなというふうに思っています。

懇談会をやると道路の要望が一番多いわけでありましてけれども、必要性に応じてやっていくわけでありましてけれども。この間もちょっとそんなお話をさせていただきましたけれども、本当にそうなるかどうかは別にして、9年後に15億円ぐらい歳入が減るであろうという推計が出ています。で、15億円減らそうと思うと簡単ではありません。町の単独事業を少しやめたぐらいではとてもじゃないですが足りません。ですので、この間もちょっとそんなお話をさせていただきましたけれども、例えば道路整備などについて、今まで5年で計画をしていたものなら、それを10年にするとかということ、大きなことをやっていかないと多分たどり着かないだろうというふうに思っています。ですので、その準備段階としてその説明をさせていただいておるということです。

それから、皆さんいろいろなお声があることも承知しておりますけれども、今年、清嶺地区で保育園の統合の話をさせていただきました。多くの反対のお声も頂きましたけれども、状況をきちんと説明をした上で、地域の方で、最後まで駄目だという方も多分お見えになると思いますが、一応保護者の皆さんには御理解が頂けたものというふうに思っております。その場面もきちんとつくらせていただきまして、お話もさせていただきました。

地域の懇談会だけでなく、いろんなところで話をしたいなというふうに思っております。私どものほうから働きかけをすることもあるのですが、例えば商工会の青年部の皆さんとお話をさせていただいたこともありますし、それから、以前、一般質問でも出てきましたけれども、学校の生徒さんとお話をさせていただくのもいいなと思っております。で、あさって設楽町中学の生徒さんが議会傍聴に来られるということでもありますので、また教育長を通じてお願いをしているところでもありますけれども、そういう時間がとれるのであれば、ぜひ、教室議会というのでも検討していただきたいと。

何が言いたいのかといいますと、住民の皆さんの声を聞いたり、子供たちの声を聞くというのはもちろん大事なのですが、その声を、私は課長方にきちんと聞かせたいと思っております。その場で聞かせたいと思っております。伝聞ではなく、その場の雰囲気もきちんと。そうするには懇談会に2人ずつ課長を出していますけれども、それは全ての課長が参加できることが一番ですが、なかなかそれは負担も大きいので、今2人ずつお願いをして出てもらっていますけれども。さっきの質問にもありました、住民の皆さんと、直接話をするということが一番、どんなにDXが進んで、どんなに便利な世の中になってもそこが基本だと思っていますので。そういったふうな取組はこれからもしていきたいなというふうに思っています。

6 金田(敏) 地区懇談会、大変失礼な言い方ですけど、前町長がなかなかやれなかったことであります。これをまた、今、土屋町長がやれるということ、これは私は評価できることだと思っております。

先ほども言いました。地区によっては質問の内容は大分違うんでしょう、偏りはあると思います。道路問題が多いと言われましたけれども、やっぱり田口地区では下水道問題がやっぱり多かったりなんかします。あるいは、ダム管理に関わる、環境問題等々もこれからは出てこようかと思えます。全てのことに對して実行するのは無理かとは思いますが、何とか、一番最後にも書いてあります、「町民が安心して暮らせるまちづくり」のためにも、町民の意見をできるかぎり実行に移していただきたいなと思っております。

先ほど答弁ありました財政に関しては、4番の件でもう一度重複しますが、お聞きしたいと思います。

次に、問3として、公約の②と③、「地域資源を最大限活用した産業振興」、③として、「ダム完成後を見据えた行財政改革」と関連して、10年後を見据えた

事業の見直しでしょうか、アウトドアを活用したまちの活性化に力を入れたいと、本年度から動き出した事業は、先ほどの村松純次議員の答弁にもありましたが、まだ評価するには至ってはいないと思いますが、現在までの進行状況や、町への、ほかの地域から、住民から、町民から、いろんな方からの町に対する変化などがもし感じられることがあるのだったならば、何か、あるのかないのかお聞きします。

企画ダム対策課長 問3の回答をいたします。

設楽町といたしましては、本年度より企画ダム対策課内にアウトドアまちづくり推進室を設置しました。これは、アウトドアを手段にまちづくりを進めたい思いからの設置となっております。

このアウトドアまちづくり推進室は、御承知のとおり、アウトドア活動を進めるための室ではなく、まちづくりを推進するための室として考えております。アウトドアとは、キャンプ登山やオリエンテーリングなどを想像されるかもしれませんが、設楽町ではアウトドアが持つ本来の意味である野外で行う活動全てをアウトドア活動と位置づけており、町民多くの人たちがアウトドアを行っている、すなわちまちづくりを進めている一員なのだという気持ちを持っていただきたいという思い、願いを込めています。

次に、なぜアウトドアなのか。これは今まで移住定住を進めてきたことから学んだことに端を発します。移住者から、このまちを選んだ理由を聞き取りすると、最終的には設楽での暮らしや設楽に暮らす人々に魅力があることを移住の決め手にしていることが分かっていました。そこで、設楽町での暮らしそのものの魅力を外部の方や町民の皆様を知っていただくことから始めようと考え、アウトドアまちづくり推進室を中心とした事業展開をすることになりました。

主な事業はアウトドアカレッジの開催、来年迎える町制20周年記念に関することについて、御説明いたします。

まずは、アウトドアカレッジについてですが、アウトドアと密接に結びつく設楽の暮らしを守り、育て、次につないでいく場として月に1度開催しております。延べ11回行っております。

毎月様々なテーマをもとに開催している中、設楽ダム周辺整備と湖面活用についてのテーマにおいては、国土交通省設楽ダム工事事務所と愛知県豊川水系対策本部の職員を交え、町民の皆様と対話していく中で、協議会が必要であると意見にたどり着き、9月にはダム湖利用協議会準備会を立ち上げ、さらに意見を取り交わしていく動きとなっております。

その他の動きといたしましては、地域の中高生を対象にした、ジュニアアウトドアカレッジと称し、昨年、中学3年生が参加した設楽町人材育成事業において、中学生が提案してくれた活性化案を事業化できるという目的で、大人も一緒になり、若者の案を事業化し、町の活性化策として予算化できるように行っております。若者が考えることで郷土愛を育んでいけるように進めたいと思っております。

また、参加された町民から、有害鳥獣の話をしてみないかというような提案もあり、こちらでも実現化できるように考えています。

このように、様々なテーマを取上げ、実践していくことで、また、たき火を囲んで気楽な雰囲気でお話せるような工夫をすることで、これまで町事業に参加されなかった方が参加できるよう、町民の声を拾い上げやすくし、繰り返していくことが重要であると考えております。

次に、20周年事業計画についてですが、まずは記念式典、次に20周年功労者表彰、これも現在町内候補者を呼びかけております。

3、次が20周年冠事業で、これもいろんな課に声をかけて事業化していこうと思っております。

次に、20周年のあゆみ制作、これですが、「事」よりも「人」にフォーカスした内容で、地域おこし協力隊とチームを組んで編集作業を現在行っている最中です。

あとは、メタバース作成ということで、20周年時点ではメタバースに取り組む姿勢が紹介できればなということで考えて事業展開しております。

以上です。

町長 3つ目の質問でありますけれども、事業の見直しというのは、先ほど言った予算と合わせて、また時代の変化とあわせて、少し事業を見直していきたいなということで取り組んでいるところであります。

また、アウトドアを活用したということでもありますけれども、将来を見たときに、やっぱり移住定住ということにただ単に特化をさせるということではなく、大勢の皆さんにまず設楽町という名前を知っていただくこと、また来ていただくこと、そして、何度も訪れていただきファンになって移住をしていただくというのが一番私は理想とする形だなと思っておりますので、少し人流をつくるということに特化をして事業を進めているところであります。その一環として、今年7月から観光協会も法人化をさせていただきました。民間の人の知恵の中で将来を考えて、私どもも支援もするし考えもしますけれども、一緒にきちんと人流をつくったり、観光という面を考えていけるようにということでやってきましたので、その辺も期待をするところであります。

それから、10年後を見据えてということでもありますけれども、もう10年後を見据えなくても、今、町内にダム関連の事業者の方で上がってこられる方が300人から400人ということですから、宿舎ができますので、当初100人から150人、最盛期には400人の方が住まれるということです。いつも懇談会の折に住民の皆さんにそんな話をするのですが、ぜひ、私、この機会というのは、今やってみえる方だけでなく、例えば自分のお子さんが帰ってきて、次の生業になる大きなチャンスだと思っておりますので、ぜひそのサポートもしたいと思っておりますし。ただ、役場がこんなことをやったらどうだということを待っているのではなく、自分ちゃんと考えて、将来をきちんと見てなりわいにするところを考えるよう

な体制になったらいいなと思って、今、働きかけをしているところですが、なかなか思うように進まないの、じくじたる思いがありますけれども、これからもやっていきたいと思っております。

6 金田(敏) この、アウトドアを活用した町の活性化、先週土曜日でしたか、中日新聞にも載っておりましたけれども、ふるさと納税の関係ではありましたけれども、津具の古町川で砂金を採取する、こういうイベントをやられました。これもアウトドアといえばアウトドアだろうと思います。まだやったばかりですから評価はできない、まだまだだと思っておりますけれども、こういうイベント、ちょっと関係した人にお話聞きますと、大変好評だったと。特に子供たちは喜んで帰っていったと。できるんだったら来年また来たいぐらいのことを言っていた子供たちも大勢いたと、そういうことを聞きました。町としてこのイベント、そんな好評だったならば来年以降も継続していく考えはあるのかないのか。まだ評価できなければいけないと言えいいのですけど、あるのなら、また御返事を願いたいと思っております。

町長 大変好評でしたので、やっていけるものはやっていきたいなと思っております。ただ、これ新聞に載ったりすると勝手に来られる方がみえるというふうに思っています。なかなかその規制ができないものですから、私は、この場で言うのはふさわしくないかもしれませんが、いいんじゃないかと思っています。ここの町に来ていただくことが大きな目標でありますので。ただこういった企画もいろいろ考えてまたやっていきたいなと思っております。

6 金田(敏) 先ほど企画課長からも話がありました。アウトドアカレッジも行っている、先日の設楽夜市は台風の関係で残念ながら延期ということで、11月に延期になるとい、そういうイベント等々いろいろこれから考えておられます。これからもどんどん進めていってください。応援したいと思います。

次に、4として、先ほどもちょっと話がありました財政のことでお聞きします。

昨年の地区懇談会での説明で、設楽町の財政調整基金は、このままでいくと近い将来には財政危機に至ると言われ、町民でびっくりされた方も多くいると思われれます。令和5年度の決算書を見ますと、1億5,000万ほど減額されていますが、今後この経過をどのようにお考えなのか、再度お聞きします。

町長 説明をしているとおりでありますけれども、昨年たしか懇談会の折にお示しをしたのが、今年、令和5年度末には17.8億円になる可能性があるというお話をさせていただきましたが、実際には、先日、決算で出させていただきましたと、たしか23億8,000万円じゃなかったかと思っておりますけれども。実際にはそんなに減っておりませんが。前もちょっとそんなお話をさせていただきましたけれども、当初予算を組む段階で、財政調整基金を組み込まないと予算組みができないというのをやめなさいということを常々言っています。ただ、なかなか、先ほどから説明しているとおりで、やめられるものが、なかなか判断もつかないですし、全く不必要というものはありませんので、その中でどうしていくのかという大きな課題

はありますけれども。そんな中で、来年度できたらいいなと思っておりますけれども、財政調整基金を取り崩さなくてもいい予算組みをまずするというところが出発だと思っております。公共施設の維持管理、解体の話も出てきておりますけれども、解体も大きなお金がかかりますので、意識を持って積立てをするのか、それとも財政調整基金を使わない予算組みをして余ったものを積立てをしていくのかという判断は必要ですけれども、そういった中で少し蓄えていきたいと思っております。

ただ、住民の皆さんにも説明をしておりますけれども、現在の町の財政状況は決して悪くはありませんので、そこだけ御間違いのないようというお話も懇談会の折に説明させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

6 金田(敏) 大変厳しい財政の中でいろんなことをやらなきゃいけない、あるいは先ほど出ました公共施設の解体の問題、この後またお聞きしますけれども、そういう問題等々あります。それもまた、後でお聞きします。

次に、5番として、公約の②「地域支援を最大限活用した産業振興」についてですけれども。

清崎にあります貯木場跡地を国から購入しました。この有効活用、現在道の駅の臨時駐車場が主になっているほかには、清崎地区の資源ごみ回収場など等々に使われておりますが、まだまだ有効活用とは言えないと思っておりますが、今後の有効活用方法について、いかがお考えかお聞きします。

企画ダム対策課長 それでは問5の回答をいたします。

議員がおっしゃったとおり、現在、清崎貯木場では、道の駅したら臨時駐車場として主に利用活用されています。また、不定期な形で、多少イベント会場としても活用しております。今後、清崎貯木場を有効活用していくため、現在基本構想を構築しております。基本構想では、全体を2つに分けて、2つのゾーンという形で、1つ目は、国道側に交差点を設け、臨時駐車場を含めたちょっとしたミニタウン構想とするゾーンと、奥手のゾーンにつきましては、県有林を利活用できる森林を含めたゾーンとして、民間活力の可能性を調査し、利活用できればというような構想を始めているところです。

以上です。

町長 現状としては、今、課長が申し上げたとおりであります。

まず交差点の要望がありますので、今、絵ができましたので、皆さんに確かお示しをしたと思っておりますけれども、その中で十字路の交差点にしようということで県に働きかけをしているところです。ゾーンングをして、きちんと使い方を検討しまして、絵のとおりということではありませんので、これからお諮りをする中でやっていきたいなと思っております。

西山の山のお話でありますけれども、なかなか県のほうと話が進みませんので、先日、9月2日でしたか、知事のところに設楽ダムの発電の要望をお願いに行った折に、いま1度、あそこの活用をきちんと絵ができたので、やっていくので御

協力をお願いしますということでお願いをしましたので。知事のほうは、自由に使ってもいいと。ただ、すぐに開発できないルールもありますので、その辺は踏まえた上でしっかりやっていきたいなと思っています。

それと、一番大きな課題は水です。あそこ、水が足りませんので、それをどうしましょうということです。大きな水を使うものをつくってしまうと、田内のほうに水が上がらなくなるということが想定されますので、今、水特の見直しの中で少しそちらのことができないかということでお話をしているところであります。

6 金田(敏) そうですか。ちょっと私勉強不足で、水のことは初めて知ったところなんですけども。御存じのとおり、あその土地、今現在使われてるのはほとんど半分ぐらいじゃないかなと、利用されているのは。多くの半分は御存じのとおり、今、かなり草ぼうぼう、一つ間違えれば鳥獣の巣になりそうな状況になっております。これを維持管理するのは、当たり前ですけど町がやるわけですけども、ほかっておいても金がかかるようになります。だから、どのように企画されるかは、できるだけ早く打ち出していきたいなと思っておりますが。奥のほうの維持管理等々の考え方等々も、今どのようにお考えなのかちょっとお聞きします。

町長 先ほども申しましたけど、まず、水をどうするかというのは本当に大きな課題でありますので、水特の中でできるかできないのかということで今お話しを進めているところです。令和9年ぐらいまでには結論が出るのではないかとというふうに思っておりますが、いずれにしても少し早くやりたいなと思っておりますが。

最後にそんな話をしようと思って。私、行政の長となって一番感じているのは、スピード感のなさです。役場の中に専門的知見を持ったり知識があるという職員がいるわけではありませんので、まず、このことを始めようとするときに一番最初にコンサルタントを来年度頼む予算取りです。今年度であるなら、来年度コンサルタントを頼む予算取りから話が始まり、1年過ぎます。その次の年にコンサルタントが考え、最低でも2年要かかってしまいますので、もう少しスピード感を持ってできないのかなという思いはあるのですが、一方で、皆さん大事な税金を使っているという側面がある以上、致し方がない部分もあるのかなとは思っております。時代の波に乗り遅れないように少しでも早くやりたいと思っておりますので。それと、住民の皆さんがどんなふうに見えてくるのかというところは大事なところですので、少しそんな話もできたらなというふうに思っております。

6 金田(敏) 次に、質問6のほうに移ります。

公約の③、「ダム完成後を見据えた行財政改革」に関連してですけども、以前から私、度々町のほうにお願いしているんですけども、公共施設の維持管理、解体を含めてですが、今後の方法について、先ほど財政が大変厳しい、公共施設を解体するにも高額な費用がかかる、だからなかなかできないという答弁を頂きましたけども、それについて、いま1度、どのようなお考えなのかお聞きします。

財政課長 公共施設等の総合管理計画において、解体等も維持管理とか入っております。

す。公共施設総合管理計画では、令和8年度までを期限として順次取組を進めておりますけれども、財源や他の事業との兼合いもあって、現状計画どおり進めていないと思っております。

今年度は特に地区移譲、除却（解体）施設について、地域の方、関係者の方と話をし、令和7年度、8年度の実行に向けて道筋というか、話し合いを進めていきたいと思っております。

話し合いの時期ですけれども、今年の11月末までに地域へ出向き、話をさせていただきたいと思っております。

取壊しにつきましては、維持管理費や借地など、経費がかかっているものから進めてまいります。直近では、下請共同作業所というところがあるのですが、これが借地でありまして、今回地権者の方と協議が整いましたので、解体経費について、この9月で補正で計上をしておりますのでよろしくお願いいたします。

取壊しの費用は、多額の一般財源を確保することが必要となって、財政的には大きな課題となっております。財源は、公共施設等総合整備基金——残高が今、1億2,000万円ほどあるのですが、を有効に活用しまして、過度な財政負担とならないよう、計画的に進めていきたいと考えております。

地区移譲の建物につきましては、地域へ移譲した後の管理経費が区にかかってまいりますので、そういったことも含め、設楽町である程度方針を固め、地域の方々へ理解をしていただくとともに説明協議していきたいと思っております。

また、利用していない施設の維持管理、建物ですと光熱費、土地ですと草刈りなどについては、管理期限を決めたりして、管理に必要な最低限の費用にとどめるための見直し等を行って経費節減に努めてまいりたいと思っております。

将来的には人口の減、施設の老朽化などもあって全ての施設をこのまま維持していくには財源的、人的にも困難となると考えております。現在、現状維持となっている施設もありますけれども、今後そういった施設も見直すことになるのではないかと考えています。

このように、現在、現状維持となっている施設も、統合、一元化、集約化、解体も含めて検討する時期に来ていると考えております。いずれ、今、統合問題で、保育園とか小学校の統合とかもありますけれども、その他、津具支所の関係だとか、屋内プールも2つありますけれども、1つにするなども、もしかしたら検討の対象となるのかもしれませんが。

今後、令和8年度に、令和9年度から10年間の新たな公共施設等総合管理計画を策定していくこととなりますけれども、こうしたことを踏まえ、先へと、令和7年度から準備に取りかかっていたいと考えております。

以上です。

町長 公共施設の考え方については、今申し上げたとおりでありますけれども、今年東栄町が小学校の解体をするというふう聞いておりますが、たしか、費用が1

億5,000万というふうに聞いております。ですので、ここに1億2,000万基金があるということではありますが、こんなものでは到底足りないということです。ですので、さっき言ったとおり、少し意識を持って積立てていくということの必要性があるのではないかとこのように思っておりますので、そんな方向で進めたいと思います。

設楽町、本当にたくさんの公共施設がありますので、今、年間で維持管理費、6億円から7億円と言われております。ですので、ここをもう少し圧縮していく必要があるというふうに思っております。ですので、これは住民皆さんの御理解を頂くことが大優先でありますけれども、そんな中で、いろんな場面を想定し、きちんと将来を迎えていけるようにということが大きな目標でありますので、そんな中でこれからも話をしたいと思っております。

令和8年度までの計画については、必ずやるようにという指示をしておりますし、8年度には次の10年間の公共施設の計画をきちんと立てて、もう少し精査する中で統廃合をしたりやめたりということを考えていきたいなと思っております。

6 金田(敏) 公共施設、たくさんあります。私の一案ですけどね。1議員がただの一案として言わせていただきますと、例えば閉校した津具中学校、ここに付いているエアコン、いっぱい付いていますよね。あれを取り外して、例えば今度の補正予算ではないですけども、やすらぎの里の空調が壊れているなら、そのエアコンを持って行ってそちらに付けるとか、何かそういうやり方もあるんじゃないかなと。これ補正予算のときにまた再度質問させていただきますが、そういう考え方があるんじゃないかなと私は思います。そういう再利用についても、もう一度検討していただきたいなと思っております。

時間が無くなってきました。質問7に移ります。

これは公約にはありません。今後、設楽町民が、我々議員の皆さんと話し合った中で、ちょうど町民が夢を持てるようなビジョン、これが町長の頭の片隅にでもあれば、何かあれば教えていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

町長 それでは、この7番と総括と合わせてお答えをさせていただきます。

夢の持てるビジョンということです。私は、夢が持てるビジョンを考えた上で今の施策を進めておるとこのように思っております。

大勢の皆さんにこの町に来ていただくということで、それについてはかなりできている、少しずつでありますけど、できてきているなという実感は持っております。ですので、そういった大勢の関係人口であったり、交流人口というものの、人の流れを創出する中で、そのことこそ、次につながるものだと思っておりますので。先ほども申しましたけれども、私どもがそういう思いを持ってビジョンを立てているわけですが、そこをきちんと住民の方にも受け止めていただけないようにしたいなと思っております。本当にチャンスだと思っておりますので。今は本当に、ダムの関係の人もたくさん来ていますので、本当にチャンスだと思っております。

ですので、このことをきちんとチャンスととらえて、次につながっていくように、住民の人が思えるようなお話を少ししていきたいなというふうに思っております。ビジョンについてはそう思っています。

総括をさせていただきます。

いろんな公約を持って町長にさせていただきました。情勢が変わって、ダムなんかは、もうかなり先になってしまいましたので、評価をすることはなかなか難しいわけですが、きちんと、町に発展につながるよという思いを持ってやっておりますので、ここについては間違いなく進めさせていただきたいなと思っています。

多分、公約の中に大きく書いてあると思います。発電について町民の皆さんに還元したいなという思いは今でも変わっておりません。変わっておりませんが、完成が10年後でありますので、私がそのときに、次も分からないのに町長をやっているかどうか分かりません。分かりませんが、その思いを持って、今、発電のお話を担当にしてやっていただいていることは確かでありますので。その思いを捨ててしまったわけでもなく、その思いを持ってきちんとお話をさせていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、財政についてはいろいろ皆さんから質問があるとおり、本当になかなか小さくなっていかないので、苦慮しているところであります。これは住民の皆さんにも御理解をいただいて、少し意識を持っていただきたいという思いもありますが、職員も同じであります。その中で、少し意識を持って、きちんと財政をスリムにしていくというところの取組はまだまだこれから必要だと思いますけれども、少しやっていけたらなという思いは持っております。

なかなか、先ほどから申し上げているとおり、懇談会をやっても同じようなことばかりでありますので、もう少し広く住民の皆さんに、お話ができる機会をと思っておりますが、私どものほうから呼びかけをしたり、向こうから呼びかけをしていただくと大変ありがたいのですが、なかなかそのところが広がっていきませんので、少しそこは広げたいなという思いは持っておりますけれども。一番大事なところの住民の皆さんとの話というのはこれからも一生懸命続けていきたいと思っております。

総合的に評価はどうだということです。先ほど議員おっしゃられたとおり、私は、評価というのは自分でするものではなく、人がするものだというふうに思っています。例えば議員であれば、次の選挙のときに評価がきちんと下るわけありますので。私、次の選挙に出るかどうかなんてことはまだ考えてはおりませんけれども、もし出るのであれば、そのときに評価はきちんと下されるものだというふうに理解をしております。ただ、自分で評価をしろということでもありますので、何点が合格点で何点が赤点かは分かりませんが、ものすごく高い点数の合格だとは思っておりませんけれども、自分の中では、ある程度合格点をあげてもいいなというふうに思っているのは事実であります。

以上であります。

6 金田(敏) もう時間もありませんが、町長、任期あと1年ちょっとありますね。1年ちょっとありますけれども、まだやり残した点があるかもしれませんが、これからまた御活躍をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 これで金田敏行君の質問を終わります。

議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会とします。お疲れさまでした。

散会 午後2時13分